Ⅲ　経営事項審査における
申請書類の作成方法
（千葉県知事許可業者）

Ⅲ　経営事項審査における申請書類の作成方法（千葉県知事許可業者）

1　経営規模等評価申請書･経営規模等評価再審査申立書･総合評定値請求書（20001 帳票）

【記載要領】

1　「経営規模等評価申請書
　経営規模等評価再審査申立書
　総合評定値請求書」、

「建設業法第 27 条の 26 第 2 項の規定により、経営規模等評価の申請をします。
　建設業法第 27 条の 28 の規定により、経営規模等評価の再審査の申立をします。
　建設業法第 27 条の 29 第 1 項の規定により、総合評定値の請求をします。　　」、

「　地方整備局長　　「般
　北海道開発局長　、「国土交通大臣　及び　　については、不要のものを消すこと。
　　知事」　　知事」　　特」

2　「申請者」の欄は、この申請書により経営規模等評価の申請、経営規模等評価の再審査の申立又は総合評定値の請求をしようとする建設業者（以下「申請者」という。）の主たる営業所の所在地（及び登記上の本店の所在地）、商号又は名称及び代表者又は個人の氏名を記載すること。

　申請者の他に申請書又は建設業法施行規則第 19 条の 4 第 1 項各号に掲げる添付書類を作成した者（財務書類を調製した者等を含む。以下同じ。）がある場合には、申請者に加え、その者の氏名も記載すること。この場合には、作成に係る委任状（作成に係る権限を有することを証する書面。審査基準日を記載すること。行政書士又は行政書士法人にあっては、その登録番号又は法人番号も記載のこと。）の原本を添付すること。

　申請者の代理人（行政書士等）が書類提出手続を行う場合は、書類提出手続に係る委任状（書類提出手続を行う権限及び申請内容の補正を行う権限を有することを証する書面。**審査基準日を記載すること**。行政書士又は行政書士法人にあっては、その登録番号又は法人番号も記載のこと。）の原本と、行政書士会への登録が確認できる書類(行政書士証票等)を提示すること。

　申請者の代理人（行政書士等）が結果通知書を受領することを希望する場合は、結果通知書受領に係る委任状(結果通知書を受領する権限を有することを証する書面。審査基準日を記載すること。行政書士又は行政書士法人にあっては、その登録番号又は法人番号も記載のこと。）の原本を添付すること。また、結果通知書送付用封筒（日本工業規格長形 3 号。表側に代理人の住所氏名（敬称を付すこと。）を、裏側に申請者名及び許可番号を記載のこと。切手貼付不要。）又は「経営規模等評価申請結果通知書及び総合評定値通知書郵送依頼書」(色：薄青。様式は千葉県ホームページに掲載）を添付すること。

　上記の委任状は、一部でこれを兼ねることができます。

3　太線の枠内には記入しないこと。

4　□□□□ で表示された枠（以下「カラム」という。）に記入する場合は、1 カラムに 1 文字ずつ丁寧に、かつ、カラムからはみ出さないように記入すること。数字を記入する場合は、例えば 1 2 のように右詰めで、また、文字を記入する場合は、例えば 甲 建 設 工 業 □ □ のように左詰めで記入すること。

5　0 2「申請時の許可番号」の欄の「大臣　　コードのカラムには、申請時に許可を受けている知事」行政庁について別表（１）の分類に従い、該当するコードを記入すること。

別表（１）

00	国土交通大臣	12	千葉県知事

「許可番号」及び「許可年月日」は、例えば0 0 1 2 3 4又は0 1月0 1日のように、カラムに数字を記入するに当たって空位のカラムに「０」を記入すること。

なお、現在２以上の建設業の許可を受けている場合で許可を受けた年月日が複数あるときは、そのうち最も古いものについて記入すること。

6　0 3「前回の申請時の許可番号」の欄は、前回の申請時の許可番号と申請時の許可番号が異なっている場合についてのみ記入すること。

7　0 4「審査基準日」の欄は、審査の申請をしようとする日の直前の事業年度の終了の日（別表（２）の分類のいずれかに該当する場合で直前の事業年度の終了の日以外の日を審査基準日として定めるときは、その日）を記入し、例えば審査基準日が令和５年３月31日であれば、0 5年0 3月3 1日のように、カラムに数字を記入するに当たって空位のカラムに「０」を記入すること。

別表（２）

コード	処　理　の　種　類
10	申請者について会社の合併が行われた場合で合併後最初の事業年度の終了の日を審査基準日として申請するとき
11	申請者について会社の合併が行われた場合で合併期日又は合併登記の日を審査基準日として申請するとき
12	申請者について建設業に係る事業の譲渡が行われた場合で譲渡後最初の事業年度の終了の日を審査基準日として申請するとき
13	申請者について建設業に係る事業の譲渡が行われた場合で譲受人である法人の設立登記日又は事業の譲渡により新たな経営実態が備わったと認められる日を審査基準日として申請するとき
14	申請者について会社更生手続開始の申立て、民事再生手続開始の申立て又は特定調停手続開始の申立てが行われた場合で会社更生手続開始決定日、会社更生計画認可日、会社更生手続開始決定日から会社更生計画認可日までの間に決算日が到来した場合の当該決算日、民事再生手続開始決定日、民事再生手続開始決定日から民事再生計画認可日までの間に決算日が到来した場合の当該決算日又は特定調停手続開始申立日から調停条項受諾日までの間に決算日が到来した場合の当該決算日を審査基準日として申請するとき
15	申請者が、国土交通大臣の定めるところにより、外国建設業者の属する企業集団に属するものとして認定を受けて申請する場合
16	申請者が、国土交通大臣の定めるところにより、その属する企業集団を構成する建設業者の相互の機能分担が相当程度なされているものとして認定を受けて申請する場合
17	申請者が、国土交通大臣の定めるところにより、建設業者である子会社の発行済株式の全てを保有する親会社と当該子会社からなる企業集団に属するものとして認定を受けて申請する場合
18	申請者について会社分割が行われた場合で分割後最初の事業年度の終了の日を審査基準日として申請するとき
19	申請者について会社分割が行われた場合で分割期日又は分割登記の日を審査基準日として申請するとき
20	申請者について事業を承継しない会社の設立後最初の事業年度の終了の日より前の日に申請する場合
21	申請者が、国土交通大臣の定めるところにより、一定の企業集団に属する建設業者（連結子会社）として認定を受けて申請する場合
22	申請者が、国土交通大臣の定めるところにより、その外国にある子会社について認定を受けて申請する場合

8　0 5「申請等の区分」の欄は、次の表の分類に従い、該当するコードを記入すること。

コード	申　請　等　の　種　類
1	経営規模等評価の申請及び総合評定値の請求
2	経営規模等評価の申請
3	総合評定値の請求
4	経営規模等評価の再審査の申立及び総合評定値の請求
5	経営規模等評価の再審査の申立

9　0 6「処理の区分」の欄の左欄は、次の表の分類に従い、該当するコードを記入すること。

コード	処　理　の　種　類
00	12か月ごとに決算を完結した場合 （例）令和3年4月1日から令和4年3月31日までの事業年度について申請する場合
01	6か月ごとに決算を完結した場合 （例）令和3年10月1日から令和4年3月31日までの事業年度について申請する場合
02	商業登記法（昭和38年法律第125号）の規定に基づく組織変更の登記後最初の事業年度その他12か月に満たない期間で終了した事業年度について申請する場合 （例１）合名会社から株式会社への組織変更に伴い令和3年10月1日に当該組織変更の登記を行った場合で令和4年3月31日に終了した事業年度について申請するとき （例２）申請に係る事業年度の直前の事業年度が令和3年3月31日に終了した場合で事業年度の変更により令和3年12月31日に終了した事業年度について申請するとき
03	事業を承継しない会社の設立後最初の事業年度について申請する場合 （例）令和3年10月1日に会社を新たに設立した場合で令和4年3月31日に終了した最初の事業年度について申請するとき
04	事業を承継しない会社の設立後最初の事業年度の終了の日より前の日に申請する場合 （例）令和3年10月1日に会社を新たに設立した場合で最初の事業年度の終了の日（令和4年3月31日）より前の日（令和3年11月1日）に申請するとき

また、「処理の区分」の右欄は、別表（２）の分類のいずれかに該当する場合は、同表の分類に従い、該当するコードを記入すること。

10　0 7「資本金額又は出資総額」の欄は、申請者が法人の場合にのみ記入し、株式会社にあっては資本金額を、それ以外の法人にあっては出資総額を記入し、申請者が個人の場合には記入しないこと。

「法人番号」の欄は、申請者が法人であって法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成２５年法律第２７号）第２条第１５条に規定する法人番号をいう。）の指定を受けたものである場合にのみ当該法人番号を記入すること。

11　0 8「商号又は名称のフリガナ」の欄は、カタカナで記入し、その際、濁音又は半濁音を表す文字については、例えば、ギ又はパのように１文字として扱うこと。なお、株式会社等法人の種類を表す文字についてはフリガナは記入しないこと。

12　0 9「商号又は名称」の欄は、法人の種類を表す文字については次の表の略号を用いて、記入すること。

（例　（株）甲建設
　　乙建設（有））

種　類	略　号
株式会社	（株）
特例有限会社	（有）
合名会社	（名）
合資会社	（資）
合同会社	（合）
協同組合	（同）
協業組合	（業）
企業組合	（企）

13　1 0「代表者又は個人の氏名のフリガナ」の欄は、カタカナで姓と名の間に１カラム空けて記入し、その際、濁音又は半濁音を表す文字については、例えばギ又はパのように１文字として扱うこと。また、「・」や「、」は記入しないこと。

14　1 1「代表者又は個人の氏名」の欄は、申請者が法人の場合はその代表者の氏名を、個人の場

合はその者の氏名を、それぞれ姓と名の間に１カラム空けて記入すること。

15　1 2「主たる営業所の所在地市区町村コード」の欄は、35 頁の一覧表を参照し、主たる営業所の所在する市区町村の該当するコードを記入すること。

16　1 3 「主たる営業所の所在地」の欄には、15 により記入した市区町村コードによって表される市区町村に続く町名、街区符号及び住居番号等を、「丁目」、「番」及び「号」についてはー（ハイフン）を用いて、例えば霞 が 関 2 ー 1 ー 1 3 □のように記入すること。

17　1 4「電話番号」の欄は、市外局番、局番及び番号をそれぞれー（ハイフン）で区切り、例えば0 3 ー 5 2 5 3 ー 8 1 1 1 □のように記入すること。

18　1 5「許可を受けている建設業」の欄は、申請時に許可を受けている建設業が一般建設業の場合は「１」を、特定建設業の場合は「２」を次の表の（　）内に示された略号のカラムに記入すること。（申請時に建設業許可が廃業等になっている業種、新規で建設業許可を申請中の業種については経審で申請することはできません。）

土木工事業（土）	鋼構造物工事業（鋼）	熱絶縁工事業（絶）
建築工事業（建）	鉄筋工事業（筋）	電気通信工事業（通）
大工工事業（大）	舗装工事業（舗）	造園工事業（園）
左官工事業（左）	しゆんせつ工事業（しゆ）	さく井工事業（井）
とび・土工工事業（と）	板金工事業（板）	建具工事業（具）
石工事業（石）	ガラス工事業（ガ）	水道施設工事業（水）
屋根工事業（屋）	塗装工事業（塗）	消防施設工事業（消）
電気工事業（電）	防水工事業（防）	清掃施設工事業（清）
管工事業（管）	内装仕上工事業（内）	解体工事業（解）
タイル･れんが･ブロツク工事業（タ）	機械器具設置工事業（機）	

19　1 6「経営規模等評価等対象建設業」の欄は、経営規模等評価等を申請する建設業（総合評定値の請求のみを行う場合にあっては、経営規模等評価の結果の通知を受けた建設業）について 18 の表の(　)内に示された略号のカラムに「９」と記入すること。

20　1 7「自己資本額」の欄は、審査基準日の決算（以下「基準決算」という。）における自己資本の額又は基準決算及び前回の申請時における審査基準日（以下「直前の審査基準日」という。）の決算における自己資本の額の平均の額（以下「平均自己資本額」という。）を記入し、「審査対象」のカラムに「１」又は「２」を記入すること。また、平均自己資本額を記入した場合は、表内のカラムに基準決算における自己資本の額及び直前の審査基準日の決算における自己資本の額をそれぞれ記入すること。

記入すべき金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示すること。

ただし、会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 2 条第 6 号に規定する大会社にあっては、百万円未満の端数を切り捨てて表示することができる。ただし、「自己資本額」の欄に平均自己資本額を記入するときは、平均自己資本額を計算する際に生じる百万円未満の端数については切り捨てずにそのまま記入すること。カラムに数字を記入するに当たっては、単位は千円とし、例えば□,□ □ 1, 2 3 4,0 0 0 のように百万円未満の単位に該当するカラムに「０」を記入すること。

21　1 8 「利益額（２期平均）」の欄は、審査対象事業年度における利益額及び審査対象事業年度の前審査対象事業年度の利益額の平均の額を記入すること。また、表内のカラムに審査対象事業年度及び審査対象事業年度の前審査対象事業年度における営業利益の額及び減価償却実施額をそれぞれ記入すること。

減価償却実施額は、審査対象事業年度における未成工事支出金に係る減価償却費、販売費及び一般管理費に係る減価償却費、完成工事原価に係る減価償却費、兼業事業売上原価に係る減価償却費その他減価償却費として費用を計上した額とする。記入すべき金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示すること。

ただし、会社法（平成 17 年法律第 86 号）第２条第６号に規定する大会社にあっては、百万円未満の端数を切り捨てて表示することができる。ただし、「利益額（２期平均）」を計算する際に生じる百万円未満の端数については切り捨てずにそのまま記入すること。

22　1 9 「技術職員数」の欄は、別紙二で記入した技術職員の人数の合計を記入すること。

23　2 0 「登録経営状況分析機関番号」の欄は、経営状況分析を受けた登録経営状況分析機関の登録番号（「経営状況分析結果通知書」の右上部に記載されているもの）を記入し、例えば0 0 0 0 0 1のように、カラムに数字を記入するに当たって空位のカラムに「０」を記入すること。

24　「連絡先」の欄は、この申請書又は添付書類を作成した者その他この申請の内容に係る質問等に応答できる者の氏名、電話番号等を記入すること。

25　本帳票２枚目の右下隅に、申請者の商号又は名称を記載すること。

市区町村コード表

区　分	コード	区　分	コード	区　分	コード
千　葉　市		市　原　市	１２２１９	酒々井町	１２３２２
中央区	１２１０１	流山市	１２２２０	栄町	１２３２９
花見川区	１２１０２	八千代市	１２２２１	香取郡	
稲毛区	１２１０３	我孫子市	１２２２２	神崎町	１２３４２
若葉区	１２１０４	鴨川市	１２２２３	多古町	１２３４７
緑区	１２１０５	鎌ケ谷市	１２２２４	東庄町	１２３４９
美浜区	１２１０６	君津市	１２２２５	山武郡	
銚子市	１２２０２	富津市	１２２２６	九十九里町	１２４０３
市川市	１２２０３	浦安市	１２２２７	芝山町	１２４０９
船橋市	１２２０４	四街道市	１２２２８	横芝光町	１２４１０
館山市	１２２０５	袖ケ浦市	１２２２９	長生郡	
木更津市	１２２０６	八街市	１２２３０	一宮町	１２４２１
松戸市	１２２０７	印西市	１２２３１	睦沢町	１２４２２
野田市	１２２０８	白井市	１２２３２	長生村	１２４２３
茂原市	１２２１０	富里市	１２２３３	白子町	１２４２４
成田市	１２２１１	南房総市	１２２３４	長柄町	１２４２６
佐倉市	１２２１２	匝瑳市	１２２３５	長南町	１２４２７
東金市	１２２１３	香取市	１２２３６	夷隅郡	
旭市	１２２１５	山武市	１２２３７	大多喜町	１２４４１
習志野市	１２２１６	いすみ市	１２２３８	御宿町	１２４４３
柏市	１２２１７	大網白里市	１２２３９	安房郡	
勝浦市	１２２１８	印旛郡		鋸南町	１２４６３

【必要書類】

経営事項審査申請に「必要な書類一覧」の下記の書類を提示する。

番号		書類名	参考頁
１５	必須	建設業の許可通知書	１５
１６	必須	建設業許可申請書（表紙及び専任技術者一覧表）	１５
１７	必須	法人の登記事項証明書（旧商業登記簿謄本）	１６
１８	選択	法人番号指定通知書	１６
１９	選択	国税庁法人番号公表サイトの画面を印刷したもの	１６
２０	必須	消費税の確定申告書の申請者控	１６
２１	必須	消費税及び地方消費税の納税証明書 （様式：その１納税額等証明用）	１６
２２	必須	前回受けた経営事項審査申請書の副本一式	１７

様式第二十五号の十四の記載例

（用紙Ａ４）

2 0 0 0 1

該当しないものを二重線で消す

経 営 規 模 等 評 価 申 請 書
~~経営規模等評価再審査申立書~~
総 合 評 定 値 請 求 書

代理申請では、申請者の押印は不要です。

令和〇〇年〇〇月〇〇日

建設業法第27条の26第２項の規定により、経営規模等評価の申請をします。
~~建設業法第27条の28の規定により、経営規模等評価の再審査の申立をします。~~
建設業法第27条の29第１項の規定により、総合評定値の請求をします。

現在2以上の建設業許可を受けている場合で許可年月日が複数あるときは、そのうち最も古いものについて記入してください

この申請書及び添付書類の記載事項は、事実に相違ありません。

代理人　千葉市中央区出洲港１１－１
行政書士　下 総 大 地

~~地方整備局長~~
~~北海道開発局長~~
千葉県　知事　殿

申請者　千葉市中央区市場町１－１
経審建設工業　株式会社
代表取締役　経審　太郎

この枠内は記入しない

行政庁側記入欄　項番
申　請　年　月　日　01　令和□□年□□月□□日　請求年月日　令和□□年□□月□□日　土木事務所コード　整理番号　□□－□□□□□□□

申請時の許可番号　02　大臣・知事　コード 1 2　~~国土交通大臣~~ 千葉県知事　許可（般・~~特~~－2 9）第 9 8 7 6 5 4 号　許可年月日　平成 2 9 年 0 4 月 1 5 日

前回の申請時の許可番号　03　大臣・知事　コード □□　国土交通大臣・知事　許可（般・特－□□）第□□□□□□号　許可年月日　平成□□年□□月□□日

原則として申請を行う日の直前の事業年度の終了の日を記入する

前回の申請時の許可番号と今回の申請時の許可番号が異なっている場合のみ記入する。更新による年度のみの変更は、この場合に当たらない

審　査　基　準　日　04　令和 0 2 年 0 9 月 3 0 日

申　請　等　の　区　分　05　1

合併時や譲渡時等、今回の申請が特殊な経審の場合（＝36頁の別表（2）の分類のいずれかに該当する場合）には、該当するコードを記入してください

記載要領（36頁）にある表から該当するコードを記入してください

処　理　の　区　分　06　0 0　□□

資本金額又は出資総額　07　1（1.法人 2.個人）　□,□□□,□1 0,0 0 0（千円）　法人番号　1 2 3 4 5 6 7 8 9 1 2 3 4

法人の場合のみ、企業の単独決算の資本金額（出資総額）を記入（Yを単独決算で受審した場合は、「経営状況分析結果通知書」の「資本金」と同額）（Yを連結で受審している場合は、別記様式第15号の資本金の額となる）

商号又は名称のフリガナ　08　ケ イ シ ン ケ ン セ ツ コ ウ ギ ョ ウ

商号又は名称　09　経 審 建 設 工 業 （ 株 ）

カタカナで記入する
濁点、半濁点は1カラムでは記入しない
「・」や「、」は記入しない

代表者又は個人の氏名のフリガナ　10　ケ イ シ ン □ タ ロ ウ

代表者又は個人の氏名　11　経 審 □ 太 郎

この部分のフリガナは要らない

姓と名の間は1カラム空ける

主たる営業所の所在地市区町村コード　12　1 2 1 0 1

説明書39頁「市区町村コード表」を参考に記入してください

主たる営業所の所在地　13　市 場 町 1 － 1

市区町村名コードで記入するので、所在地欄への記入は不要です

申請等を行う時点で、許可を受けている建設業のカラムに一般は「1」特定は「2」を記入する

郵　便　番　号　14　2 6 0 － 0 8 5 5　電　話　番　号　0 4 3 - 2 2 3 - 3 1 1 6

土 建 大 左 と 石 屋 電 管 タ 鋼 筋 舗 しゅ 板 ガ 塗 防 内 機 絶 通 園 井 具 水 消 清 解

許可を受けている建設業　15　2 2 □ □ 2 □ □ □ 1 □ □ □ 2 □ □ □ □ □ □ □ 1 □ □ □ □ □ □ □ □　（1.一般 2.特定）

経営規模等評価等対象建設業　16　9 9 □ □ □ □ □ □ 9 □ □ □ 9 □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □

申請等を行う業種のカラムに「9」を記入する
経営規模等評価の申請と総合評定値の請求を同時に行う場合は、申請業種と請求業種は一致していなければなりません

平均して正となる場合の取扱い
（例）1789．5→1789
平均して負となる場合の取扱い
（例）－161．5　→　－162

千円単位で、右詰めで記入する

2期平均を選択した場合のみ記入する

項番

自　己　資　本　額	1 7 ,□□□,□□1,789 (千円)	審査対象 13	2（1.基準決算 2.2期平均）
基準決算	□,□□□,□□1,23 (千円)		
直前の審査基準日	□,□□□,□□3,456 (千円)		

利益額の2期平均を千円単位で、右詰めで記入する

利益額（2期平均）	1 8 ,□□□,□□▲1,162 (千円)	利益額（利払前税引前償却前利益）＝営業利益+減価償却実施額

利益額の定義は記載のとおり

審査対象事業年度		審査対象事業年度の前審査対象事業年度	
営業利益	□,□□□,□□▲123 (千円)	営業利益	□,□□□,□□789 (千円)
減価償却実施額	□,□□□,□□▲1245 (千円)	減価償却実施額	□,□□□,□□256 (千円)

技術職員名簿に記載した人数と一致する

技術職員数	1 9 ,□□□,□□3 (人)

営業利益及び減価償却実施額をそれぞれ千円単位で、右詰めで記入する。決算日変更以外は、分析結果の参考値を記入。
「審査対象事業年度」の考え方は41頁を参照。

登録経営状況分析機関番号	2 0 0 0 0 0 0 0	経営状況分析を受けた機関の名称 ○○○○○○○○○○

経営状況分析を受けた機関の「登録番号」と名称を記入する
「登録番号」は経営状況分析結果通知書の右上部に記載されているが、不明な場合には経営状況分析を受けた機関に直接確認のこと

工事種類別完成工事高、工事種類別元請完成工事高については別紙一による。
技術職員名簿については別紙二による。
その他の審査項目（社会性等）については別紙三による。

再審査申立を行う場合のみ記入してください

経営規模等評価の再審査の申立を行う者については、次に記載すること。

審査結果の通知番号	審査結果の通知の年月日
第　　号	令和　　年　　月　　日
再審査を求める事項	再審査を求める理由

この申請書又は添付書類を作成した者その他この申請の内容に係る質問等に応答できる者の連絡先を記入する（受付後の県からの問合せ先になります）

連絡先

所属等＿＿＿＿＿＿　氏名＿＿＿＿＿＿　電話番号＿＿＿＿＿＿

ファックス番号＿＿＿＿＿＿

（決算期変更等の事情がある場合の記載例は千葉県ホームページに掲載しています。）

２　工事種類別完成工事高・工事種類別元請完成工事高（20002 帳票）

【記載要領】

1　カラムに記入する場合は、１カラムに１文字ずつ丁寧に、かつ、カラムからはみ出さないように数字を記入すること。例えば□ □ 1 2のように右詰めで記入すること。

2　3 1「審査対象事業年度」の欄は、次の例により記入すること。

(1) 12か月ごとに決算を完結した場合

（例）令和4年4月1日から令和5年3月31日までの事業年度について申請する場合

自令和04年04月　～　至令和05年03月

(2) 6か月ごとに決算を完結した場合

（例）令和4年10月1日から令和5年3月31日までの事業年度について申請する場合

自令和04年04月　～　至令和05年03月

(3)商業登記法（昭和38年法律第125号）の規定に基づく組織変更の登記後最初の事業年度その他12か月に満たない期間で終了した事業年度について申請する場合

（例１）合名会社から株式会社への組織変更に伴い令和4年10月1日に当該組織変更の登記を行った場合で令和5年3月31日に終了した事業年度について申請するとき

自令和04年04月　～　至令和05年03月

（例２）申請に係る事業年度の直前の事業年度が令和4年3月31日に終了した場合で事業年度の変更により令和4年12月31日に終了した事業年度について申請するとき

自令和04年01月　～　至令和04年12月

(4)事業を承継しない会社の設立後最初の事業年度について申請する場合

（例）令和4年10月1日に会社を新たに設立した場合で令和5年3月31日に終了した最初の事業年度について申請するとき

自令和04年10月　～　至令和05年03月

(5)事業を承継しない会社の設立後最初の事業年度の終了の日より前の日に申請する場合

（例）令和4年10月1日に会社を新たに設立した場合で最初の事業年度の終了の日（令和5年3月31日）より前の日（令和4年11月1日）に申請するとき

自令和04年10月　～　至令和00年00月

3　3 1「審査対象事業年度の前審査対象事業年度又は前審査対象事業年度及び前々審査対象事業年度」の欄は、「審査対象事業年度」の欄に記入した期間の直前の審査対象事業年度の期間を２の例により記入すること。

ただし、審査対象事業年度及び審査対象事業年度の直前２年の審査対象事業年度の完成工事高及び元請完成工事高について申請する場合にあっては、直前２年の各審査対象事業年度の期間を２の例により記入し、下欄に直前２年の各審査対象事業年度の期間をそれぞれ記入すること。

4　3 2 「業種コード」の欄は、次のコード表により該当する工事の種類に応じ、該当するコードをカラムに記入すること。

なお、「土木一式工事」について記入した場合においてはその次の「業種コード」の欄は「プレストレストコンクリート構造物工事」のコード「011」を記入し、「完成工事高」の欄には「土木一式工事」の完成工事高のうち「プレストレストコンクリート構造物工事」に係るものを記入することとし、当該工事に係る実績がない場合においてはカラムに「０」を記入すること。また、「元請完成工事高」の欄には「土木一式工事」の元請完成工事高のうち「プレストレストコンクリート構造物工事」に係るものを記入することとし、当該工事に係る

実績がない場合においてはカラムに「０」を記入すること。同様に、「とび・土工・コンクリート工事」に記入した場合においては「業種コード」の欄に「法面処理工事」のコード「051」を記入し、「鋼構造物工事」に記入した場合においては「業種コード」の欄に「鋼橋上部工事」のコード「111」を記入し、それぞれの工事に係る完成工事高及び元請完成工事高を記入すること。

「完成工事高」の欄は、3 1で記入した審査対象事業年度ごとに完成工事高を記入すること。また、「元請完成工事高」の欄においても同様に、審査対象事業年度ごとに元請完成工事高を記入すること。

ただし、審査対象事業年度及び審査対象事業年度の直前２年の審査対象事業年度について申請する場合にあっては、完成工事高においては審査対象事業年度の直前２年の各審査対象事業年度の完成工事高の合計を２で除した数値を記入し、「完成工事高計算表」に直前２年の審査対象事業年度ごとに完成工事高を記載すること。同様に、元請完成工事高においても審査対象事業年度の直前２年の各審査対象事業年度の元請完成工事高の合計を２で除した数値を記入し、「元請完成工事高計算表」に直前２年の審査対象事業年度ごとに元請完成工事高を記載すること。

完成工事高及び元請完成工事高は、消費税課税期間にあっては消費税抜きの額を記載し、消費税免税期間にあっては消費税込みの額を記載すること。

ひとつの請負契約に係る建設工事の完成工事高をふたつ以上の工事の種類に分割又は重複計上しないこと。

完成工事高及び元請完成工事高に兼業事業売上高を含めないこと。（107頁参照）

土木一式工事業又は建築一式工事業（以下「一式工事業」という。）を申請する場合には、許可を受けている建設業のうち一式工事業以外の建設業の年間完成工事高を、一式工事業とは別に申請する場合を除き、その内容に応じて、いずれかの一式工事業の年間完成工事高に含めることができる。例えば、土木一式工事業に完成工事高を含めることができる専門工事業は、とび、石、鋼構造物（土木に関する工事に限る。）、舗装、水道施設の各工事業である。建築一式工事業に完成工事高を含めることができる専門工事業は、大工、左官、屋根、タイル、鋼構造物（建築に関する工事に限る。）、鉄筋、板金、ガラス、塗装、防水、内装、建具、解体の各工事業である。

一式工事業以外の建設業を申請する場合においては、許可を受けた建設業のうち別の一式工事業以外の建設業の完成工事高を、別個に申請する場合を除き、その性質に応じて、当該一式工事業以外の建設業の完成工事高に含めることができる。例えば、電気工事業と電気通信工事業、管工事業と水道施設工事業、管工事業と消防施設工事業、とび工事業と石工事業などの関係がこれに相当する。（詳細についてはＶ参考　４完成工事高積み上げ申請について（103～105頁）を参照。）

上記のとおり一の建設業の完成工事高を他の建設業の完成工事高に含める申請を完成工事高積み上げ申請という。これを行う場合、工事種類別完成工事高付表を作成すること。（45頁参照。）

外国子会社並びに建設業者及び外国子会社についての数値の認定書を有する建設業者は、認定書の数値と申請者の工事種類別完成工事高を合算した額を記載すること。

コード	工事の種類	コード	工事の種類	コード	工事の種類
010	土木一式工事	100	タイル・れんが・ブロック工事	200	機械器具設置工事
011	プレストレストコンクリート構造物工事	110	鋼構造物工事	210	熱絶縁工事
020	建築一式工事事	111	鋼橋上部工事	220	電気通信工事
030	大工工事	120	鉄筋工事	230	造園工事
040	左官工事	130	舗装工事	240	さく井工事
050	とび・土工・コンクリート工事	140	しゅんせつ工事	250	建具工事
051	法面処理工事	150	板金工事	260	水道施設工事
060	石工事	160	ガラス工事	270	消防施設工事
070	屋根工事	170	塗装工事	280	清掃施設工事
080	電気工事	180	防水工事	290	解体工事
090	管工事	190	内装仕上工事		

5　3 3「その他工事」の欄は、審査対象建設業以外の建設業に係る建設工事の完成工事高及び元請完成工事高をそれぞれ記入すること。
なお、「その他工事」に実績がない場合は、完成工事高に「０」を記入すること。

6　3 4「合計」の欄は、完成工事高においては、3 2及び3 3に記入した完成工事高の合計を記入すること。同様に、元請完成工事高においては、元請完成工事高の合計を記入すること。

7　この表は審査対象建設業に係る４のコード表中の工事の種類４つごとに作成すること。この場合、3 1の各カラムは最初の用紙のみに記入し、3 3「その他工事」の欄及び3 4「合計」の欄は最後の用紙のみに記入すること。また、用紙ごとに、契約後ＶＥ（施工段階で施工方法等の技術提案を受け付ける方式をいう。以下同じ。）に係る工事の完成工事高について、契約後ＶＥによる縮減変更前の契約額で評価をする特例の利用の有無について記入すること。

8　記入すべき金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示すること。
　ただし、会社法（平成17年法律第86号）第２条第６号に規定する大会社にあっては、百万円未満の端数を切り捨てて表示することができる。この場合、カラムに数字を記入するに当たっては、例えば□,□ □ 1,2 3 4,0 0 0のように、百万円未満の単位に該当するカラムに「０」を記入すること。

【必要書類】

経営事項審査申請に「必要な書類一覧」の下記の書類を提示又は提出する。

番号		書類名	参考頁
２２	必須提示	前回受けた経営事項審査申請書の副本一式	１７
２３	必須提示	建設業許可に係る決算変更届出書	１７
２４	必須提示	契約内容が確認できる書類	１８ １９
８５	選択提示	経営事項審査対象建設業に係る建設工事の工事経歴書	２９
８６	選択提示	直前３年の各事業年度における工事施工金額	２９
８７	選択提出	外国子会社並びに建設業者及び外国子会社についての数値の認定書	２９

別紙一（工事種類別完成工事高・工事種類別元請完成工事高）の記載例（令和3年9月30日の例）

『2年平均』『3年平均』の選択については、全申請業種が選択した年数での計算となる。
そのため、記載例のように、「土木一式は完成工事高が上がるが、舗装は下がる」ということが発生する。選択の際は注意すること。

（用紙Ａ４）
2 0 0 0 2

2年平均は「1」
3年平均は「2」
なので注意

年及び月をそれぞれ記入する
2枚以上になる場合は、最初の用紙にのみ記入する

工　事　種　類　別　完　成　工　事　高
工　事　種　類　別　元　請　完　成　工　事　高

3年平均で申請を行う場合は、下の2段（年）の合計を2で除した数値を記入する
端数は切り捨てる

項番	審査対象事業年度の前審査対象事業年度又は前審査対象事業年度及び前々審査対象事業年度	審査対象事業年度	計算基準の区分
3 1	自 30年 10月 至 02年 09月	自 02年 10月 至 03年 09月	2（1.2年平均 2.3年平均）

審査対象事業年度の前審査対象事業年度	01年 10月～02年 9月
審査対象事業年度の前々審査対象事業年度	30年 10月～01年 9月

申請を行う業種についてのみ記入する

記載要領のコード表（43頁）より記入する
なお、「土木一式」を申請等する場合はその次の段に「ﾌﾟﾚｽﾄﾚｽﾄｺﾝｸﾘｰﾄ構造物」を、「とび・土工・ｺﾝｸﾘｰﾄ」を申請等する場合はその次の段に「法面処理」を、「鋼構造物」を申請等する場合はその次の段に「鋼橋上部」を、実績がゼロであっても、必ず記入する

業種コード	完成工事高（千円）	元請完成工事高（千円）	完成工事高（千円）	元請完成工事高（千円）
32 010 土木一式工事	8,950	8,950	13,424	13,424
工事の種類	完成工事高計算表	元請完成工事高計算表		
審査対象事業年度の前審査対象事業年度	5,699	5,699		
審査対象事業年度の前々審査対象事業年度	12,202	12,202		
32 011 ﾌﾟﾚｽﾄﾚｽﾄｺﾝｸﾘｰﾄ構造物工事	0	0	0	0
工事の種類	完成工事高計算表	元請完成工事高計算表		
審査対象事業年度の前審査対象事業年度	0	0		
審査対象事業年度の前々審査対象事業年度	0	0		
32 130 舗装工事	5,605	2,160	2,348	1,879
工事の種類	完成工事高計算表	元請完成工事高計算表		
審査対象事業年度の前審査対象事業年度	7,809	3,120		
審査対象事業年度の前々審査対象事業年度	3,401	1,200		
32 工事				
工事の種類	完成工事高計算表	元請完成工事高計算表		
審査対象事業年度の前審査対象事業年度				
審査対象事業年度の前々審査対象事業年度				
33 その他	608	0	0	0
工事の種類	完成工事高計算表	元請完成工事高計算表		
審査対象事業年度の前審査対象事業年度	1,217	0		
審査対象事業年度の前々審査対象事業年度	0	0		
34 合計	15163	11110	15772	15303

金額は千円単位で右詰めで記入する

申請等を行う建設業以外の建設業に係る建設工事の完成工事高を記入する。
0円の場合は、「0」を記入すること。

2枚以上になる場合は、最終の用紙に記入する

011「ﾌﾟﾚｽﾄﾚｽﾄｺﾝｸﾘｰﾄ構造物」、051「法面処理」、111「鋼橋上部」に記入した完成工事高は、内訳表示なので、合計には含まれない

契約後ＶＥに係る完成工事高の評価の特例　（ 1. 有　2. 無 ）

該当する方にマルを付ける
2枚以上になる場合でも全ての用紙で選択する

注意事項
・各「審査対象事業年度」は原則としてそれぞれ１２ヶ月間となります。（41頁記載要領参照。）
・完成工事高は、各「審査対象事業年度」に対応する額を記入してください。
・決算期変更等の理由により「事業年度」と「審査対象事業年度」の期間が合致しない場合は、各「事業年度」の完成工事高を基に各「審査対象事業年度」に対応する完成工事高を算出するまでの計算過程を余白等に記入してください。（「審査対象事業年度」間に跨る「事業年度」の完成工事高については月単位で按分計算のこと。）

（決算期変更等の事情がある場合の記載例は本説明書「Ｖ参考　２決算期変更等の事情がある場合の申請書記載方法について」（８９～９４項）を参照）

３　工事種類別完成工事高付表の記載例（３年平均の場合）
※２年平均の場合は２年分のみ

工事種類別完成工事高付表

経営規模等評価対象建設業に係る建設工事の完成工事高（積み上げ後）	左に含める完成工事高
（審査対象事業年度） 令和０２年１０月～令和０３年０９月 土木一式工事　15,000千円 うち元請　11,000千円	土木一式工事　10,000千円 うち元請　10,000千円 とび・土工・コンクリート工事　5,000千円 うち元請　1,000千円
（前審査対象事業年度） 令和０１年１０月～令和０２年０９月 土木一式工事　12,000千円 うち元請　12,000千円	土木一式工事　12,000千円 うち元請　12,000千円 とび・土工・コンクリート工事　0千円 うち元請　0千円
（前々審査対象事業年度） 平成３０年１０月～令和０１年０９月 土木一式工事　0千円 うち元請　0千円	土木一式工事　0千円 うち元請　0千円 とび・土工・コンクリート工事　0千円 うち元請　0千円

積み上げ後の完成工事高を、審査対象事業年度ごとに記入する。うち元請の額も記入する。
各審査対象事業年度の期間も記入する。

左に含める完成工事高を、審査対象事業年度ごとに記入する。うち元請の額も記入する。

積み上げする完成工事高が０であっても、業種・完成工事高ともに記載すること。（合計額が０でも記載）

積み上げ工種は全年統一すること。

記入をお忘れなく！

申請者＿＿＿＿○○○（株）＿＿＿＿

（積み上げ申請については、107～109頁を参照のこと。）
（決算期変更等の事情がある場合の記載例は本説明書「Ｖ参考　２決算期変更等の事情がある場合の申請書記載方法について」（98項）を参照）
（当該事業年度に完成工事高が無くても積み上げ申請をする場合は提出が必要です。）

4　技術職員名簿（20005 帳票）

【記載要領】

1　この名簿は、審査基準日以前６ケ月を超える期間在籍する技術職員（建設業法施行規則第 18 条の３第２項第１号又は第２号に該当する者であって、雇用期間を特に限定することなく常時雇用されている者（法人である場合においては常勤の役員を、個人である場合においてはこの事業主を含む。）をいい、労務者（常用労務者を含む。）又はこれに準ずる者を除き、建設業に従事する者に限るものとする。以下同じ。）に該当する者全員について作成すること。なお、一人の技術職員につき技術職員として申請できる建設業の種類の数は２つまでとする。

また、技術職員名簿は生年月日の遅い者から順に記載し、生年月日が同日の場合は氏名の五十音順に記入すること。

※申請業種ではない業種コードを記入しても加算されないので留意すること。

また、申請業種に対応する資格が無い技術職員は記入しないこと。

2　カラムに記入する場合は、１カラムに１文字ずつ丁寧に、かつ、カラムからはみ出さないように数字を記入すること。例えば□ □ 1 2 のように右詰めで記入すること。

3　8 1「頁数」の欄は、頁番号を記入すること。例えば技術職員名簿の枚数が３枚目であれば0 0 3、12 枚目であれば0 1 2のように、カラムに数字を記入するに当たって空位のカラムに「０」を記入すること。

4　「新規掲載者」の欄は、前審査基準日までの技術職員名簿に記載の無かった技術職員に○を記入すること。前審査基準日に経営事項審査を受けていない場合は、審査基準日から遡って一年の間に新たに技術職員として記載できるようになった者に○を記入すること。

5　「審査基準日現在の満年齢」の欄は、当該技術職員の審査基準日時点での満年齢を記入すること。なお、「年齢の計算に関する法律」に基づき、誕生日の前日に満年齢が上がることとする。

6　「業種コード」の欄は、経営規模等評価等対象建設業のうち、技術職員の数の算出において対象とする建設業の種類を次の表から２つ以内で選び該当するコードを記入すること。

コード	建設業の種類	コード	建設業の種類	コード	建設業の種類
01	土木工事業	11	鋼構造物工事業	21	熱絶縁工事業
02	建築工事業	12	鉄筋工事業	22	電気通信工事業
03	大工工事業	13	舗装工事業	23	造園工事業
04	左官工事業	14	しゅんせつ工事業	24	さく井工事業
05	とび・土工工事業	15	板金工事業	25	建具工事業
06	石工事業	16	ガラス工事業	26	水道施設工事業
07	屋根工事業	17	塗装工事業	27	消防施設工事業
08	電気工事業	18	防水工事業	28	清掃施設工事業
09	管工事業	19	内装仕上工事業	29	解体工事業
10	タイル・れんが・ブロック工事業	20	機械器具設置工事業		

7　「有資格区分コード」の欄は、審査基準日時点において技術職員が保有する資格のうち、「業種コード」の欄で記入したコードに対応する建設業の種類に係るものについて 51 頁～54 頁の一覧表の分類に従い、該当するコードを記入すること。なお、審査基準日が令和５年６月３０日以前の申請については、83 頁～86 頁の一覧表の分類に従い、該当するコードを記入すること。

8　「講習受講」の欄は、法第 15 条第２号イに該当する者が、審査基準日時点において建設業法第 27 条の 18 第１項の規定により監理技術者資格者証の交付を受けている場合であって、建設業法第 26 条の４から第 26 条の６までの規定により国土交通大臣の登録を受けた講習（又は平成 16 年２月 29 日以前の指定講習（平成 17 年３月１日改正前の建設業法第 27 条の 18 第４項の規定により国土交通大臣が指定する講習をいう。以下同じ。））の有効期間内に審査基準日が含まれる場合は「１」を、その他の場合は「２」を記入すること。※有効期間については 10 頁を参照

9　「監理技術者資格者証交付番号」の欄は、建設業法第 27 条の 18 第１項の規定により監理技術者資格者証の交付を受けている者についてその交付番号を記載すること。(審査基準日時点の状況に基づき記載すること。)

10　「ＣＰＤ単位取得数」の欄は、各技術者がＣＰＤ認定団体によって認定された単位数を、ＣＰＤ認定団体ごとの定数で除し、30 を乗じた数を記載すること。※詳細は７１頁を参照

11　本帳票の右下隅に、申請者の商号又は名称を記入すること。（２枚以上の場合も全てに記入。）

注　　意

1　経営事項審査では、職員の常勤性を、①健康保険及び厚生年金保険（以下「社会保険」という。）の加入状況等、②賃金の支給状況の組み合わせで確認します。①については、『その他の審査項目（社会性等）（２０００４帳票)』の「健康保険加入の有無（項番４２)」、「厚生年金保険加入の有無（項番４３)」がいずれも「無」又は「適用除外」の場合は、代替として住民税特別徴収税額通知書、建設業許可申請書副本（経営業務の管理責任者・専任技術者・令第３条の使用人を確認。)、所得税の確定申告書（個人事業主のみ。事業専従者を確認。）のいずれかを提示してください。

なお、上記で確認の取れる者であっても、以下の者は常勤の職員として該当しないこととなりますので、御注意ください。

（1）　パート、アルバイトなど期間を定めて雇用されている者

（2）　農閑期における農家からの出稼ぎの者など季節的に雇用されている者

2　技術者が高年齢者雇用安定法に基づく継続雇用制度の対象者の場合、雇用期間が限定されていても、証明する書類（代表者印押印のものに限る）の提出により認めるものとする。

3　他社からの出向職員については、出向協定書（基本協定及び出向命令書（期間記載のもの)、社会保険被保険者標準報酬決定通知書等及び源泉徴収簿により常勤性を確認します。

4　社会保険の被扶養者の方は技術職員名簿に記載することはできません。

【必要書類】

経営事項審査申請に「必要な書類一覧」の下記の書類のうち２２～３１は提示、８４は提出する。

番号		書類名	参考頁
２２	必須	前回受けた経営事項審査申請書の副本一式	１７
２５	必須	技術職員の資格を証する書類	２０
２６	選択	技術職員の生年月日を証する書類	２０
２７	必須	給与所得の源泉徴収簿（個人事業主の場合は、青色・白色申告決算書)	２１
28～30	選択	健康保険及び厚生年金保険加入の場合、いずれか選択	２１
３１	選択	住民税特別徴収税額通知書	２１
８４	選択	継続雇用制度の対象者であることを証する書類	２９

（参考）健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書

事業所整理記号		事業所番号
[redacted]	[redacted]	[redacted]

健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書

被保険者整理番号	被保険者氏名	生年月日	種別	適用年月	決定後の標準報酬月額（健保）	決定後の標準報酬月額（厚年）
1	千葉　太郎	昭和○年○月○日	第一種	H30.09	○○千円	410 千円
5	千葉　花子	昭和○年○月○日	第二種	H30.09	○○千円	280 千円
7	地井場　勲	昭和○年○月○日	第二種	H30.09	○○千円	260 千円
12	市川　正巳	平成○年○月○日	第二種	H30.09	○○千円	240 千円
14	井上　毅	平成○年○月○日	第二種	H30.09	○○千円	170 千円

保険者番号はマスキングすること。

★説明の都合上黒塗りにしているが、実際には黒塗りにしていないものが必要。★

審査基準日時点で適用されるものが必要。（原則として９月～翌年８月までが適用期間）

[redacted]

郵便番号	[redacted]
事業所住所	[redacted]
事業所名称	[redacted] 殿
事業主氏名	[redacted] 様

平成 30 年 7 月 9 日
上記のとおり標準報酬が決定されたので通知します。

日本年金機構理事長

（　参　考　）

建設業法第７条第２号

イ　学校教育法に基づく学校（大学、高等専門学校、高等学校）の指定学科を卒業した後、同学科に関連する工事に関し、一定期間（大学３年、高専３年、高校５年）以上の実務経験を有する者（下表参照）　⇒コード番号００１

ロ　いずれかの建設工事に関し、１０年以上の実務経験を有する者　⇒コード番号００２

ハ　一定の資格（建築士、土木施工管理技士等）を有する者

建設業法第１５条第２号

イ　国土交通大臣が定めた検定等に合格した者又は免許を有する者

ロ　建設業法第７条第２号イ、ロ又はハに該当する者のうち、元請で 4,500 万円以上の工事に関して、２年以上の指導監督的な実務経験を有する者

ハ　国土交通大臣が同号イ又はロと同等の能力を有すると認定した者

⇒イと同等はコード番号００３

ロと同等はコード番号００４

（建設業法第７条第２号イに該当する技術者とは、下記Ｂの学科を卒業後Ａの工事業の実務経験が大学で３年、高専で３年、高校で５年以上ある者をいいます。）

A	B
土木工事業 舗装工事業	土木工学（農業土木、鉱山土木、森林土木、砂防、治山、緑地又は造園に関する学科を含む。以下この表において同じ。）、都市工学、衛生工学又は交通工学に関する学科
建築工事業 大工工事業 ガラス工事業 内装仕上工事業	建築学又は都市工学に関する学科
左官工事業 とび・土工工事業 石工事業 屋根工事業 タイル・れんが・ブロック工事業 塗装工事業 解体工事業	土木工学又は建築学に関する学科
電気工事業 電気通信工事業	電気工学又は電気通信工学に関する学科
管工事業 水道施設工事業 清掃施設工事業	土木工学、建築学、機械工学、都市工学又は衛生工学に関する学科
鋼構造物工事業 鉄筋工事業	土木工学、建築学又は機械工学に関する学科
しゅんせつ工事業	土木工学又は機械工学に関する学科
板金工事業	建築学又は機械工学に関する学科
防水工事業	土木工学又は建築学に関する学科
機械器具設置工事業 消防施設工事業	建築学、機械工学又は電気工学に関する学科
熱絶縁工事業	土木工学、建築学又は機械工学に関する学科
造園工事業	土木工学、建築学、都市工学又は林学に関する学科
さく井工事業	土木工学、鉱山学、機械工学又は衛生工学に関する学科
建具工事業	建築学又は機械工学に関する学科

注　　意

・建設業法第７条第２号イに該当する技術者については、該当する学校の指定学科を卒業したことを証する書面（卒業証書等）（写し可）を提示してください。

・有資格者区分コード０９９（例：学校教育法による所定学科を修めて専門学校を卒業後、専門学校（１年制）にあっては５年以上、専門学校（２年制以上）にあっては３年以上、評価を受けようとしている建設業に関する実務の経験をしている者）を使用する場合は、「００１及び００２資格の技術職員名簿一覧表」に記載するのではなく、実務経験証明書（建設業法施行規則別記様式第９号）を作成してください。なお、専門学校卒業の方で高度専門士・専門士の方は称号が確認できる証明書の提出が必要です。

・実務経験の緩和措置を適用する場合の有資格者区分コードは０９９となります。

技術職員コード表

（◎は５点（ただし、監理受講者（※１）は６点）　○は２点　△は１点）●は「注意」を参照すること。

	コード	技術職員区分			資格区分			建設業の種類																										
		１級	２級	その他			〔必要な実務経験年数〕	土	建	大	左	と	石	屋	電	管	夕	鋼	筋	舗	し	板	ガ	塗	防	内	機	絶	通	園	井	具	水	消	清	解
	００１			○	法第７条第２号イ該当（指定学科卒業後３又は５年の実務経験）			△																											
	００２			○	法第７条第２号ロ該当（１０年の実務経験）			△																											
	００３			○	法第１５条第２号ハ該当（同号イと同等以上）大臣認定者			△																											
	００４			○	法第１５条第２号ハ該当（同号ロと同等以上）大臣認定者			△																											
	００５		○		監理技術者補佐（１級技師補）※4			４点　※合格を証明する書面に記載の業種のみ																											
建設業法	１１１	○			１級建設機械施工技士			◎				◎								◎															
	２１２		○		２級建設機械施工技士（第１種～第６種）			○				○								○															
	１１３	○			１級土木施工管理技士			◎				◎	◎					◎		◎	◎			◎									◎			●
				○			〔３年〕				△			△			△		△					△			△			△			△		△
	１１Ｈ			○	１級土木施工管理技士補		〔３年〕				△	△	△	△			△		△		△			△	△			△			△		△		△	△
	２１４		○		２級土木施工管理技士	種別	土木	○				○	○					○		○	○												○			●
				○			〔５年〕				△			△			△		△					△	△			△			△				△	
	２１Ｊ			○	２級土木施工管理技士補		土木　〔５年〕				△	△	△	△			△		△		△			△	△			△			△		△		△	△
	２１５		○		２級土木施工管理技士		鋼構造物塗装																	○												
				○			〔５年〕				△	△	△	△			△		△		△				△			△			△		△		△	△
	２１Ｋ			○	２級土木施工管理技士補		鋼構造物塗装　〔５年〕				△	△	△	△			△		△		△			△	△			△			△		△		△	△
	２１６		○		２級土木施工管理技士		薬液注入					○																								
				○			〔５年〕				△		△	△			△		△		△			△	△			△			△		△		△	△
	２１Ｌ			○	２級土木施工管理技士補		薬液注入　〔５年〕				△	△	△	△			△		△		△			△	△			△			△		△		△	△
	１２０	○			１級建築施工管理技士				◎	◎	◎	◎	◎	◎			◎	◎	◎			◎	◎	◎	◎	◎		◎				◎				●
				○			〔３年〕																				△					△	△	△	
	１２Ｃ			○	１級建築施工管理技士補		〔３年〕			△	△	△	△	△			△		△			△	△	△	△	△	△	△				△	△	△	△	△
	２２１		○		２級建築施工管理技士	種別	建築		○																											●
				○			〔５年〕			△	△	△	△	△			△		△			△	△	△	△	△	△	△				△	△	△	△	
	２２２		○				躯体			○		○					○	○	○																	●
				○			〔５年〕				△		△	△								△	△	△	△	△	△	△				△	△	△	△	
	２２３		○				仕上げ			○	○		○	○			○					○	○	○	○	○		○				○				
				○			〔５年〕					△							△								△						△	△	△	△
	２２Ｄ			○	２級建築施工管理技士補		〔５年〕			△	△	△	△	△			△		△			△	△	△	△	△	△	△				△	△	△	△	△
	１２７	○			１級電気工事施工管理技士										◎																					
				○			〔３年〕																				△						△		
	１２Ｅ			○	１級電気工事施工管理技士補		〔３年〕																				△						△		
	２２８		○		２級電気工事施工管理技士										○																					
				○			〔５年〕																				△						△		
	２２Ｆ			○	２級電気工事施工管理技士補		〔５年〕																				△						△		
	１２９	○			１級管工事施工管理技士											◎																				
				○			〔３年〕												△		△	△					△	△			△	△	△	△	△	
	１２Ｇ			○	１級管工事施工管理技士補		〔３年〕												△		△	△					△	△			△	△	△	△	△	
	２３０		○		２級管工事施工管理技士											○																				
				○			〔５年〕												△		△	△					△	△			△	△	△	△	△	
	２３Ａ			○	２級管工事施工管理技士補		〔５年〕												△		△	△					△	△			△	△	△	△	△	
	１３１	○			１級電気通信工事施工管理技士																								◎							
	２３２		○		２級電気通信工事施工管理技士																								○							
	１３３	○			１級造園施工管理技士																									◎						
				○			〔３年〕				△	△	△	△			△		△		△			△	△			△			△		△		△	△
	１３Ｄ			○	１級造園施工管理技士補		〔３年〕				△	△	△	△			△		△		△			△	△			△			△		△		△	△
	２３４		○		２級造園施工管理技士																									○						
				○			〔５年〕				△	△	△	△			△		△		△			△	△			△			△		△		△	△
	２３Ｅ			○	２級造園施工管理技士補		〔５年〕				△	△	△	△			△		△		△			△	△			△			△		△		△	△
建築士法	１３７	○			１級建築士				◎	◎				◎			◎	◎								◎									
	２３８		○		２級建築士				○	○				○			○									○									
	２３９		○		木造建築士					○																									
技術士法	１４１	○			建設・総合技術監理（建設）			◎				◎			◎					◎	◎									◎						●
	１４２	○			建設「鋼構造及びコンクリート」・総合技術監理（建設「鋼構造及びコンクリート」）			◎				◎			◎			◎		◎	◎									◎							●
	１４３	○			農業「農業土木」・総合技術監理（農業「農業土木」）			◎				◎																								
	１４４	○			電気電子・総合技術監理（電気電子）										◎														◎							
	１４５	○			機械・総合技術監理（機械）																						◎									
	１４６	○			機械「流体工学」又は「熱工学」・総合技術監理（機械「流体工学」又は「熱工学」）											◎											◎									
	１４７	○			水道・総合技術監理（水道）											◎																	◎			
	１４８	○			上下水道「上水道及び工業用水道」・総合技術監理（上下水道「上水道及び工業用水道」）											◎																◎		◎			
	１４９	○			水産「水産土木」・総合技術監理（水産「水産土木」）			◎				◎									◎															
	１５０	○			森林「林業」・総合技術監理（森林「林業」）																									◎						
	１５１	○			森林「森林土木」・総合技術監理（森林「森林土木」）			◎				◎																		◎						
	１５２	○			衛生工学・総合技術監理（衛生工学）											◎																				
	１５３	○			衛生工学「水質管理」・総合技術監理（衛生工学「水質管理」）											◎																	◎			
	１５４	○			衛生工学「廃棄物処理」・総合技術監理（衛生工学「廃棄物処理」）											◎																	◎		◎	

	コード	技術職員区分			資格区分	建設業の種類																										
		1級	2級	その他	〔必要な実務経験年数〕	土	建	大	左	と	石	屋	電	管	タ	鋼	筋	舗	し	板	ガ	塗	防	内	機	絶	通	園	井	具	水	消	清	解
電気工事士法 電気事業法	155		○		第1種電気工事士								○																				
	256			○	第2種電気工事士 〔3年〕								△																				
	258			○	電気主任技術者（第1種～第3種） 〔5年〕								△																				
電機通信事業法（資格者証）	259			○	電気通信主任技術者 〔5年〕																					△							
	235			○	工事担任者 ※5 〔3年〕																					△							
水道法	265			○	給水装置工事主任技術者 〔1年〕									△																			
消防法	168		○		甲種消防設備士																										○		
	169		○		乙種消防設備士																										○		
職業能力開発促進法	171		○		建築大工（1級）			○																									
	271			○	建築大工（2級） 〔3年〕※2			△																									
	164		○		型枠施工（1級）			○		○																							
	264			○	型枠施工（2級） 〔3年〕※2			△		△																							
	172		○		左官（1級）				○																								
	272			○	左官（2級） 〔3年〕※2				△																								
	157		○		とび・とび工（1級）					○																							●
	257			○	とび・とび工（2級） 〔3年〕※2					△																							▲
	173		○		コンクリート圧送施工（1級）					○																							
	273			○	コンクリート圧送施工（2級） 〔3年〕※2					△																							
	166		○		ウェルポイント施工（1級）					○																							
	266			○	ウェルポイント施工（2級） 〔3年〕※2					△																							
	174		○		空気調和設備配管・冷凍空気調和機器施工（1級）									○																			
	274			○	空気調和設備配管・冷凍空気調和機器施工（2級） 〔3年〕※2									△																			
	175		○		給排水衛生設備配管（1級）									○																			
	275			○	給排水衛生設備配管（2級） 〔3年〕※2									△																			
	176		○		配管・配管工（1級）									○																			
	276			○	配管・配管工（2級） 〔3年〕※2									△																			
	170		○		建築板金「ダクト板金作業」（1級）							○		○						○													
	270			○	建築板金「ダクト板金作業」（2級） 〔3年〕※2							△		△						△													
	177		○		タイル張り・タイル張り工（1級）										○																		
	277			○	タイル張り・タイル張り工（2級） 〔3年〕※2										△																		
	178		○		築炉・築炉工・れんが積み（1級）										○																		
	278			○	築炉・築炉工・れんが積み（2級） 〔3年〕※2										△																		
	179		○		ブロック建築・ブロック建築工・コンクリート積みブロック施工（1級）						○				○																		
	279			○	ブロック建築・ブロック建築工・コンクリート積みブロック施工（2級） 〔3年〕※2						△				△																		
	180		○		石工・石材施工・石積み（1級）						○																						
	280			○	石工・石材施工・石積み（2級） 〔3年〕※2						△																						
	181		○		鉄工・製罐（1級）											○																	
	281			○	鉄工・製罐（2級） 〔3年〕※2											△																	
	182		○		鉄筋組立て・鉄筋施工（1級）												○																
	282			○	鉄筋組立て・鉄筋施工（2級） 〔3年〕※2												△																
	183		○		工場板金（1級）															○													
	283			○	工場板金（2級） 〔3年〕※2															△													
	184		○		板金「建築板金作業」・建築板金「内外装板金作業」・板金工「建築板金作業」（1級）							○								○													
	284			○	板金「建築板金作業」・建築板金「内外装板金作業」・板金工「建築板金作業」（2級） 〔3年〕※2							△								△													
	185		○		板金・板金工・打出し板金（1級）															○													
	285			○	板金・板金工・打出し板金（2級） 〔3年〕※2															△													
	186		○		かわらぶき・スレート施工（1級）							○																					
	286			○	かわらぶき・スレート施工（2級） 〔3年〕※2							△																					
	187		○		ガラス施工（1級）																○												
	287			○	ガラス施工（2級） 〔3年〕※2																△												
	188		○		塗装・木工塗装・木工塗装工（1級）																	○											
	288			○	塗装・木工塗装・木工塗装工（2級） 〔3年〕※2																	△											
	189		○		建築塗装・建築塗装工（1級）																	○											
	289			○	建築塗装・建築塗装工（2級） 〔3年〕※2																	△											
	190		○		金属塗装・金属塗装工（1級）																	○											
	290			○	金属塗装・金属塗装工（2級） 〔3年〕※2																	△											
	191		○		噴霧塗装（1級）																	○											
	291			○	噴霧塗装（2級） 〔3年〕※2																	△											
	167		○		路面標示施工																	○											
	192		○		畳製作・畳工（1級）																			○									
	292			○	畳製作・畳工（2級） 〔3年〕※2																			△									
	193		○		内装仕上げ施工・カーテン施工・天井仕上げ施工・床仕上げ施工・表装・表具・表具工（1級）																			○									
	293			○	内装仕上げ施工・カーテン施工・天井仕上げ施工・床仕上げ施工・表装・表具・表具工（2級 〔3年〕※2																			△									
	194		○		熱絶縁施工（1級）																					○							
	294			○	熱絶縁施工（2級） 〔3年〕※2																					△							

	コード	技術職員区分			資格区分	建設業の種類																											
		1級	2級	その他	〔必要な実務経験年数〕	土	建	大	左	と	石	屋	電	管	夕	鋼	筋	舗	し	板	ガ	塗	防	内	機	絶	通	園	井	具	水	消	清	解
職業能力開発促進法	１９５		○		建具製作・建具工・木工・カーテンウォール施工・サッシ施工（１級）																									○				
	２９５			○	建具製作・建具工・木工・カーテンウォール施工・サッシ施工（２級）〔３年〕※２																									△				
	１９６		○		造園（１級）																							○					
	２９６			○	造園（２級）〔３年〕※２																							△					
	１９７		○		防水施工（１級）																		○										
	２９７			○	防水施工（２級）〔３年〕※２																		△										
	１９８		○		さく井（１級）																								○				
	２９８			○	さく井（２級）〔３年〕※２																								△				
	０６１			○	地すべり防止工事士〔１年〕					△																			△				
	０４０		○		基礎ぐい工事					○																							
	０６２			○	建築設備士〔１年〕								△	△																			
	０６３			○	１級計装士〔１年〕								△	△																			
	０６０		○		解体工事																												○
	０６４	基幹技能者			基幹技能者 ※3	３点																											
	７０３	建設キャリアアップシステム			能力評価基準においてレベル３と判定された技能者	２点																											
	７０４	建設キャリアアップシステム			能力評価基準においてレベル４と判定された技能者	３点																											
	０９９			○	その他	△																											

注意

資格区分の欄の右端に記載されている年数は、当該欄に記載されている資格を取得するための試験に合格した後法第７条第２号ハに該当する者となるために必要な実務経験の年数である。

上記に該当する技術者については、合格後の必要な実務経験の年数を証する実務経験証明書の提示が必要である。

●、▲「解」については、平成２８年度以降の合格者か解体工事の実務経験１年以上または登録解体講習受講が必要である。点数については、他の業種と同等である。

※１　監理受講者とは、監理技術者資格者証の交付を受けている者（講習を受講し、その有効期間内に基準日が含まれるものに限る。）をいう。
　なお、加点対象者は１級国家資格者相当（法第15条第2号イに該当する者）の監理技術者であり、それ以外の監理技術者（大臣認定等）は対象外とする。

※２　平成１５年度以前に２級の技能検定に合格した者については、従前のとおり実務経験年数は１年以上である。

※３　平成20年4月1日以降国土交通大臣に登録された機関が実施する基幹技能講習の修了者をいう。

※４　監理技術者補佐（1級技師補）については、次のいずれかが必要。①１次試験の合格証及び主任技術者になることのできる資格の合格証(前回経審で確認できる場合は不要)②監理技術者要件を満たしている場合は、監理技術者資格者証又は監理技術者要件を満たしていることが確認できる資料

※５　電気通信事業法に基づく工事担任者資格者証の交付を受けた者（令和３年度以降の試験あるいは養成課程等を経た、第１級アナログ通信及び第１級デジタル通信の工事担任者資格者証の交付を受けた者又は総合通信の工事担任者資格者証の公布を受けた者に限る）であって、その資格者証の交付後、３年以上の実務経験を有する者。

コード	資　　格　　区　　分
301	土木工事業について１級技術者と同等以上の潜在的能力があると国土交通大臣が認定した者に該当
302	建築工事業　　〃
303	大工工事業　　〃
304	左官工事業　　〃
305	とび・土工工事業　　〃
306	石工事業　　〃
307	屋根工事業　　〃
308	電気工事業　　〃
309	管工事業　　〃
310	タイル・れんが・ブロック工事業　　〃
311	鋼構造物工事業　　〃
312	鉄筋工事業　　〃
313	舗装工事業　　〃
314	しゆんせつ工事業　　〃
315	板金工事業　　〃
316	ガラス工事業　　〃
317	塗装工事業　　〃
318	防水工事業　　〃
319	内装仕上工事業　　〃
320	機械器具設置工事業　　〃
321	熱絶縁工事業　　〃
322	電気通信工事業　　〃
323	造園工事業　　〃
324	さく井工事業　　〃
325	建具工事業　　〃
326	水道施設工事業　　〃
327	消防施設工事業　　〃
328	清掃施設工事業　　〃
329	解体行事業　　〃

コード	資　　格　　区　　分
401	土木工事業について２級技術者と同等以上の潜在的能力があると国土交通大臣が認定した者に該当
402	建築工事業　　〃
403	大工工事業　　〃
404	左官工事業　　〃
405	とび・土工工事業　　〃
406	石工事業　　〃
407	屋根工事業　　〃
408	電気工事業　　〃
409	管工事業　　〃
410	タイル・れんが・ブロツック工事業　　〃
411	鋼構造物工事業　　〃
412	鉄筋工事業　　〃
413	舗装工事業　　〃
414	しゆんせつ工事業　　〃
415	板金工事業　　〃
416	ガラス工事業　　〃
417	塗装工事業　　〃
418	防水工事業　　〃
419	内装仕上工事業　　〃
420	機械器具設置工事業　　〃
421	熱絶縁工事業　　〃
422	電気通信工事業　　〃
423	造園工事業　　〃
424	さく井工事業　　〃
425	建具工事業　　〃
426	水道施設工事業　　〃
427	消防施設工事業　　〃
428	清掃施設工事業　　〃
429	解体行事業　　〃

コード	資　　格　　区　　分
501	土木工事業についてその他の技術者と同等以上の潜在的能力があると国土交通大臣が認定した者に該当
502	建築工事業　　〃
503	大工工事業　　〃
504	左官工事業　　〃
505	とび・土工工事業　　〃
506	石工事業　　〃
507	屋根工事業　　〃
508	電気工事業　　〃
509	管工事業　　〃
510	タイル・れんが・ブロック工事業　　〃
511	鋼構造物工事業　　〃
512	鉄筋工事業　　〃
513	舗装工事業　　〃
514	しゆんせつ工事業　　〃
515	板金工事業　　〃
516	ガラス工事業　　〃
517	塗装工事業　　〃
518	防水工事業　　〃
519	内装仕上工事業　　〃
520	機械器具設置工事業　　〃
521	熱絶縁工事業　　〃
522	電気通信工事業　　〃
523	造園工事業　　〃
524	さく井工事業　　〃
525	建具工事業　　〃
526	水道施設工事業　　〃
527	消防施設工事業　　〃
528	清掃施設工事業　　〃
529	解体行事業　　〃

601	登録基幹技能者講習を修了した者と同等以上の潜在的能力があると国土交通大臣が認定した者に該当

備考

１級技術者…法第15条第２号イに該当する者

２級技術者…法第27条第１項の技術検定その他の法令の規定による試験で当該試験に合格することによつて直ちに法第７条第２号ハに該当することとなるものに合格した者又は他の法令の規定による免許若しくは免状の交付（以下「免許等」という。）で当該免許等を受けることによつて直ちに同号ハに該当することとなるものを受けた者であつて１級技術者及び登録基幹技能者講習を修了した者以外の者

その他の技術者…法第７条第２号イ、ロ若しくはハ又は法第15条第２号ハに該当する者で１級技術者、登録基幹技能者講習を修了した者及び２級技術者以外の者

登録基幹技能者講習を修了した者…第18条の３第２項第２号の登録を受けた講習を終了した者で１級技術者以外の者

別紙二（技術職員名簿）の記載例

（用紙Ａ４）
2 0 0 0 5

技術者は生年月日の遅い者順に記入

技　術　職　員　名　簿

ページ数を記入する
技術者数が多く2枚目以上に渡る場合は2枚目以降は「002」、「003」・・・と記入する

項番 8 1　　0 0 1 頁

頁　　　　数

通番	新規採用者	氏名	生年月日	審査基準日現在の満年齢		業種コード	有資格区分コード	講習受講	業種コード	有資格区分コード	講習受講	監理技術者資格者証交付番号	CPD単位取得数
1		千葉　一郎	昭和63年10月1日	34	8 2	0 1	1 1 3	1	1 3	1 1 3	1	第0000000000001号	0
2	○	船橋　太郎	昭和59年10月2日	37	8 2	0 1	0 0 2	2					5
3		松戸　五郎	昭和25年3月2日	72	8 2	0 1	2 1 4	2	0 9	1 2 9	1	第000122300001号	6
4					8 2								
5													
6													
7													
8													
9					8 2								
10													
11													
12													
13													
14													
15													
16													
17					8 2								
18													
19													
20													
21													
22													
23					8 2								
24													
25													
26													
27					8 2								
28					8 2								
29													
30													

審査基準日時点の満年齢を記入
「年齢の計算に関する法律」により、誕生日の前日に一歳年をとると考える
審査基準日：令和4年9月30日の場合
昭和63年10月1日生→9月30日に34歳になる→34歳と記入
昭和59年10月2日生→10月1日に38歳になる→37歳と記

監理技術者資格者証の交付番号を記入する
審査基準日時点において、有効期限を経過している場合又は所属建設業者の欄が申請建設業者名と一致していない場合は記載不可

以下にあてはまる技術職員につき○を記入する

前審査基準日までの技術職員名簿に記載のない者
又は
審査基準日前一年の間に新たに技術職員として記載できるようになった者

技術職員１人につき2業種のみ申請可

（2業種の考え方）
- 1資格から2業種選択でもOK
  例：土木施工管理技士→土木・ほ装
  この場合、同じ有資格区分コードを2箇所に記入
- 2資格から1業種ずつ選択でもOK
  例：土木施工管理技士・建築施工管理技士→土木・建築

※1業種につき1資格のみ申請可
- 1つの業種に対し、2つの資格を申請することは不可。
  例：電気→電気施工管理技士　○
  電気→電気施工管理技士・電気工事士　×

※この名簿に記入した技術者の人数は、経営規模等評価申請書・経営規模等評価再審査申立書・総合評定値請求書（20001帳票）の項番19に記入した技術職員数と必ず一致していなければなりません

「講習受講」欄について

申請する業種について、次の①から③の要件を全て満たす場合は「1」を、それ以外の場合は「2」を記入
① 建設業法第15条第2号イに該当する者であること（1級国家資格者相当）
② 建設業法第27条の18第1項の規定により監理技術者資格者証の交付を受けていること
③ 建設業法第26条の4から6の規定による講習の有効期間に基準日が含まれること

「CPD単位取得数」欄について
技術職員が基準日以前1年間の間に、CPD認定団体によって認定された単位数を、CPD認定団体ごとの定数で除し、30を乗じた数値を記載してください。（小数点以下切り捨て）
※記載できるのは、いずれかの一団体分のみ
※計算の結果記載する単位数は各技術者ごとに上限30とし、30を超えた場合は30とする。

業種コードが経審申請業種でない場合は加点の対象となりません
また、申請業種に対応する資格が無い技術職員は記入できません

記入をお忘れなく！

申請者　経審建設工業（株）

５　その他の審査項目（社会性等）（20004 帳票）

【記載要領】・・・必要書類の□番号は、「必要な書類一覧」（１４ページ～）の番号です。

１　カラムに記入する場合は、１カラムに１文字ずつ丁寧に、かつ、カラムからはみ出さないように数字を記入すること。例えば□ □ 1 2のように右詰めで記入すること。

２　4 1「雇用保険加入の有無」

①　　雇用保険に加入している場合は、「１」を記入する。

必要書類：	３２　労働保険概算・確定申告書　及び　領収書（口座振替の場合は通帳の写しでも可）（労働基準監督署に申告の場合） ３３　労働保険納入通知書　及び　領収書（口座振替の場合は通帳の写しでも可）（組合等を通じて加入の場合） ※　労働（雇用）保険概算・確定申告書を電子申請により行っている場合は、「電子政府の総合窓口（e-Gov）電子申請システム」から送信された到達確認や状況確認を印刷したものを添付してください。

②　適用事業であるにもかかわらず加入していない場合は、「２」を記入する。

③　従業員が１人も雇用されていない場合（役員のみ）又は同居親族で構成されているなど、雇用保険の適用が除外されている場合は、「３」を記入する。

※　申請者が全員出向者で構成されている場合は、出向元で加入しているのであれば『適用除外』となるため「３」と記載する。この場合には、出向契約書等ともに出向元で雇用保険に加入していることが確認できる書類が必要となる。

３　4 2「健康保険加入の有無」

①　従業員が健康保険の被保険者の資格を取得したことについての日本年金機構又は健康保険組合に対する届出を行っている場合は、「１」を、行っていない場合は「２」を記載する。

②　従業員が４人以下である個人事業主である場合等の健康保険の適用が除外されている場合は、「３」を記入する。

※１　健康保険の被保険者の適用除外の承認を受けて全国建設工事業国民健康保険組合や全国土木建築国民健康保険組合等の国民健康保険組合に加入している場合は、健康保険については、『適用除外』となるため「３」と記載する。（減点の対象にはなりません。）

※２　申請者が全員出向者で構成されている場合は、出向元で加入しているのであれば『適用除外』となるため「３」と記載する。この場合には、出向契約書等ともに出向元で社会保険に加入していることが確認できる書類が必要となる。

必要書類：	３４　健康保険等の保険料の納入に係る領収証書又は納入証明書

４　4 3「厚生年金保険加入の有無」

①　従業員が厚生年金保険の被保険者の資格を取得したことについての日本年金機構に対する届出を行っている場合は「１」を、行っていない場合は「２」を記載する。

②　従業員が４人以下である個人事業主である場合等の厚生年金保険の適用が除外されている場合は、「３」を記入する。

必要書類：	３５　厚生年金保険の保険料の納入に係る領収証書

５　4 4「建設業退職金共済制度加入の有無」

審査基準日において、勤労者退職金共済機構と特定業種退職金共済契約を締結している場合は「１」を、締結していない場合は「２」を記入すること。

特定業種退職金共済契約を締結していても、これを履行していないため、勤労者退職金共済機構建設業退職金共済事業本部から加入・履行証明書が発行されない場合は、「２」を記入すること。

必要書類：	３６　勤労者退職金共済機構建設業退職金共済事業本部の発行する加入・履行証明書（経営事項審査申請用に限る。）により確認します。 ☆独立行政法人勤労者退職金共済機構建退共千葉県支部　℡０４３－２４６－７３７９

6　4 5「退職一時金制度もしくは企業年金制度導入の有無」

①　審査基準日において、次のいずれかに該当する場合は「１」を、いずれにも該当しない場合は「２」を記入すること。

(1)労働協約若しくは就業規則に退職手当の定めがあること又は退職手当に関する事項についての規則が定められていること。(退職金規定の中で建退共、中退共からの支給は不可)

※退職一時金制度は全ての職員を対象としている必要があり、一部の職員のみが対象となっているものは加点対象になりません。

※就業規則で建退共、中退共からの支給となっているものは不可。また、下記の例のように、建退共、中退共の支給と自社の支給が混在しているものも不可。

（例１）一部の職員は建退共の支給のみで、残りの職員は自社の原資による支給

（例２）条件を満たした職員は建退共の支給のみ、残りの職員は自社の原資による支給

(2) 勤労者退職金共済機構との間で特定業種退職金共済契約以外の退職金共済契約が締結されていること（中小企業退職金共済など）。

(3) 所得税法施行令に規定する特定退職金共済団体との間で退職金共済についての契約が締結されていること。

(4) 厚生年金基金が設立されていること。

(5) 法人税法に規定する適格退職年金の契約が締結されていること。

(6) 確定給付企業年金法に規定する確定給付企業年金が導入されていること。

(7) 確定拠出年金法に規定する企業型年金が導入されていること。

※（独）中小企業基盤整備機構（中小機構）の「小規模企業共済」は対象外です。

必要書類：	3 7 （１）にあっては、労働協約、就業規則若しくは退職金規則（常時 10 人以上の労働者を使用している場合には、労働基準監督署の受付印のあるもの）により確認します。
	3 8 （２）及び（３）にあっては、勤労者退職金共済機構中小企業退職金共済事業本部若しくは特定退職金共済団体の発行する加入証明書又は共済契約書により確認します。
	3 9 （４）にあっては、厚生年金基金の発行する加入証明書により確認します。
	4 0 （５）にあっては、適格退職年金の契約書により確認します。
	4 1 （６）にあっては、企業年金基金の発行する加入証明書（基金型企業年金の場合）、資産管理運用機関の発行する加入証明書（規約型企業年金の場合）により確認します。
	4 2 （７）にあっては、確定拠出年金運営管理機関の発行する加入証明書により確認します。

7　4 6「法定外労働災害補償制度加入の有無」

（１）　審査基準日において、

労働（労働災害補償）保険（いわゆる政府労災保険）に加入していて（適用除外の場合、特別加入に入っていることが必要）、かつ、

・(公財) 建設業福祉共済団
・(一社) 全国建設業労災互助会
・全日本火災共済協同組合連合会
・(一社) 全国労働保険事務組合連合会
・民間保険会社等
・中小企業等協同組合法（昭和 24 年法律第 181 号）に基づき共済事業を行うもの

との間で、労働者災害補償保険法に基づく保険給付の基因となった業務災害及び通勤災害（下

請負人に係るものを含む。）に関する給付についての契約を、締結している場合は「１」を、締結していない場合は「２」を記入すること。

なお、この法定外労働災害補償制度の要件としては、次の４つの要件を満たしていることが必要である。

① 業務災害と通勤災害のいずれも保険給付の対象としていること。

② 直接の使用関係にある職員及び下請負人（数次の請負による場合にあっては下請負人のすべて）の直接の使用関係にある職員のすべてを保険給付の対象としていること。（従って、記名式の制度はこの要件を満たさない。）

③ 少なくとも死亡及び労働災害補償保険の障害等級第１級から第７級までに係る災害のすべてを保険給付の対象としていること。

④ 共同企業体による工事及び海外工事を除くすべての工事現場の災害を保険給付の対象としていること。（工事現場ごとに加入する制度はこの要件を満たさない。）

また、いわゆる団体加入の場合は個々の事業主は法律上の保険契約者とはなりませんが、実質上保険会社との間で契約を締結しているものとみなします。

※上記４要件が明確に記載されている必要があります。（他の文言等で推測できる等は不可）

必要書類：　次により確認します。

○　（公財）建設業福祉共済団　⇒４５　建設労災補償共済制度加入証明書

○　（一社）全国建設業労災互助会　⇒４６　全国建設業労災互助会加入証明書

○　全日本火災共済協同組合連合会　⇒４７　労働災害補償共済契約加入者証書

○　（一社）全国労働保険事務組合連合会　⇒４８　労保連労働災害共済加入証明書

○　保険会社　⇒４９　前記①から④の要件が確認できる保険証券又は加入証明書

○　建設業者団体等　⇒５０　建設業者団体等（民法 34 条の公益法人であるものに限る。）が発行する団体保険制度への加入を証明する書類又は保険会社が発行する団体保険制度への加入を証明する書類（申請者の名称が確認できるもの。）で、前記①から④の要件を確認できるもの。

○　中小企業等協同組合法に基づき共済事業を行うもの　⇒前記①から④の要件が確認できる保険証券又は加入証明書

※　審査基準日現在の加入状況を確認しますので、証書や証明書は期間に審査基準日が入っているものをお持ちください。

４３ ４４ なお、併せて、上記のいずれの場合も、審査基準日を含む年度の政府の労働災害補償保険料を納付したことを証する書面も確認します。（領収書（口座振替の場合は通帳の写し等でも可）及び労働保険概算・確定申告書）この政府労災の確認については、組合等を通じて加入している場合は、組合等から発行される納入通知書及び領収書により確認します。

8　4 7「若年技術者の継続的な育成及び確保」

4 7「若年技術者の継続的な育成及び確保」の欄は、審査基準日において満 35 歳未満の技術職員の人数が技術職員の人数の合計の 15%以上である場合は「１」を、そうでない場合は「２」を記入すること。

「技術職員数」の欄には、様式第 25 号の 11 別紙２の技術職員名簿に記載した技術職員の合計人数を、「若年技術職員数」の欄には、審査基準日において満 35 歳未満の技術職員の人数を、「若年技術職員の割合」の欄には「若年技術職員数」の欄に記載した数値を「技術職員数」の欄に記載した数値で除した数値を百分率で表し記載すること。この「若年技術職員の割合」が 15%以上であれば「１」を、15%未満であれば「２」を記入する。

9　4 8「新規若年技術職員の育成及び確保」

4 8「新規若年技術職員の育成及び確保」の欄は、審査基準日において満 35 歳未満の技術職員のうち、審査基準日１年以内に新規に技術職員となった人数が技術職員の人数の合計の１％以上である場合は「１」を、そうでない場合は「２」を記入すること。

「新規若年技術職員数」の欄には、様式第 25 号の 11 別紙 2 の技術職員名簿に記載された技術職員のうち、「新規掲載者」欄に〇が付され、かつ、審査基準日において満 35 歳未満のものの人数を、「新規若年技術職員の割合」の欄には、「新規若年技術職員数」の欄に記載した数値を「技術職員数」の欄に記載した数値で除した数値を百分率で表し、記載すること。この「新規若年技術職員数の割合」が 1%以上であれば「１」を、1%未満であれば「２」を記入する。

10　4 9　「ＣＰＤ単位取得数・技術者数」

4 9　「ＣＰＤ単位取得数」は別紙二「技術職員名簿」に記載した各技術者ごとのＣＰＤ単位数及び別紙様式第４号「ＣＰＤ単位を取得した技術職員名簿」に記載した技術者（２級技師補等）のＣＰＤ単位数の合計を記載すること。なお、記載するＣＰＤ単位数は各技術者が認定されたＣＰＤ単位数をＣＰＤ認定機関の定数で除し、３０を乗じた数字とする。

「技術者数」は第７条の３第３号若しくは第１８条の３第２項第１号に規定する者又は１級若しくは２級の１次検定に合格した者（第１８条の３第２項第１号に規定されるものに該当する者を除く。）の数を記載すること。

11　5 0　「技能レベル向上者数」は、認定能力評価基準により受けた評価が審査基準日以前３年間に１以上向上（レベル１からレベル２等）した者の数を記載すること。

「技能者数」は審査基準日以前３年間に、建設工事の施工に従事した者であって、作業員名簿を作成する場合に建設工事に従事する者として氏名が記載される者（ただし、建設工事の施工の管理のみに従事する者（監理技術者や主任技術者として管理に係る業務のみに従事する者は除く）の数となる。

4 9～5 0必要書類：５２～５６

12　5 1　「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく認定の状況」

5 1　「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく認定の状況」は、審査基準日時点で、えるぼし認定(1 段階目)を取得している場合は「1」を、えるぼし認定(2 段階目)を取得している場合は「2」を、えるぼし認定(3 段階目)を取得している場合は「3」を、プラチナえるぼし認定を取得している場合は「4」を、該当がない場合は「5」を記入する。

13　5 2　「次世代育成支援対策推進法に基づく認定の状況」

5 2　「次世代育成支援対策推進法に基づく認定の状況」は、審査基準日時点で、くるみん認定を取得している場合は「1」を、トライくるみん認定を取得している場合は「2」を、プラチナくるみん認定を取得している場合は「3」を、該当がない場合は「4」を記入する。

14　5 3　「青少年の雇用の促進等に関する法律に基づく認定の状況」

5 3　「青少年の雇用の促進等に関する法律に基づく認定の状況」は、審査基準日時点で、ユースエール認定の該当がある場合は「1」を、該当がない場合は「2」を記入する。

5 1～5 3必要書類：５７～５９　各認定の取得を証する書類

15　5 4　「建設工事に従事する者の就業履歴を蓄積するために必要な措置の実施状況」

5 4　「建設工事に従事する者の就業履歴を蓄積するために必要な措置の実施状況」は、審査対象工事のうち、民間工事を含む全ての建設工事で該当措置を実施した場合は「1」を、審査対象工事のうち、全ての公共工事で該当措置を実施した場合は「2」を、該当がない場合は「3」を記入する。

【審査対象工事】

①～③を除く審査基準日以前１年以内に発注者から直接請け負った建設工事

① 日本国内以外の工事

② 建設業法施行令で定める軽微な工事※１

③ 災害応急工事※２

※１　工事一件の請負代金の額が 500 万円(建築一式工事の場合は 1,500 万円に満たない工事
　　建築一式工事のうち面積が 150㎡に満たない木造住宅を建設する工事

※２　防災協定に基づく契約又は発注者の指示により実施された工事

【該当措置】

①～③のすべてを実施している場合に加点

① CCUS 上での現場・契約情報の登録

② 建設工事に従事する者が直接入力によらない方法※で CCUS 上に就業履歴を蓄積できる体制の整備

③ 経営事項審査申請時に様式第６号に掲げる誓約書の提出

※　直接入力によらない方法

就業履歴データ登録標準 API 連携認定システム(https://www.auth.ccus.jp/p/requirements)により、入退場履歴を記録できる措置を実施していること等

注意１：審査基準日以前１年のうちに、審査対象工事を１件も発注者から直接請け負っていない場合には、加点しない。

注意２：適用は審査基準日が令和５年８月１４日以降の申請

16　5 5　「営業年数」

① 初めて建設業の許可（登録）を受けた年月日から審査基準日までの年数を記載すること。１年未満の端数は、切捨てとする。

② 営業の同一性を失うことなく個人事業者が法人化した場合や個人事業者の承継の場合は、個人のときの営業年数を通算として計上できるものとする。なお、この場合には、営業の同一性を確認できる書類として、前回の申請書類（控え）に加え、前期の確定申告書などが必要となる。

③ 休業していた期間や許可切れになっていた期間がある場合は、その期間を「休業等期間」の欄に記入し、その期間を営業期間から差し引いて記載すること。

④ 民事再生法又は会社更生法の適用を受けている場合（5 6「民事再生法又は会社更生法の適用の有無」に関連する)、下記のとおり記入すること。

・再生手続又は更生手続期間中は、通常通り審査基準日までの年数を記載する。

・再生手続終結又は更生手続終結が行われた場合、再生手続終結日又は更生手続日から審査基準日までの年数を記載すること。１年未満の端数は、切捨てとする。

17　5 6「民事再生法又は会社更生法の適用の有無」

①　平成２３年４月１日以降、審査基準日までに民事再生法における再生手続開始決定、又は、会社更生法における更生手続開始決定がされている場合、「１」を記載すること。

※なお、私的整理は対象外とする。

②　該当しない場合は、「２」を記載すること。

③　現在手続期間中、終結決定後に係わらず、平成２３年４月１日以降に再生手続又は更生手続を行った場合、再生手続又は更生手続開始決定日、再生計画又は更生計画認可日及び再生手続又は更生手続終結日を記載すること。

※なお、再生手続又は更生手続期間中で、終結されていない若しくは計画認可されていない場合は、日付欄は空欄とする。

必要書類：6 1　次により確認します。 ○　手続の開始決定日は、裁判所から送付される手続開始決定通知書の写し。 ○　手続の計画認可日は、裁判所から送付される計画認可通知書の写し。 ○　手続の終結決定日は、手続終結を受けたことを証する書面。（官報公告の写し等）

18　5 7「防災協定の締結の有無」

①　審査基準日において、国、特殊法人等又は地方公共団体との間で、防災活動における建設業者の防災活動に関する協定を締結している場合は「１」を、締結していない場合は「２」を記入すること。

※「特殊法人等」とは、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成 12 年法律第 127 号）第 2 条第 1 項に規定する特殊法人を指し、主に国の関連機関である。したがって、市町村の外郭団体（財団など）はこの特殊法人に該当しない。

※加点の対象となる防災協定は、有事の際に優先的に防災活動を行うという様な一定の義務を課しているものとなる。ボランティア活動的なものは対象外となる。

必要書類：　次により確認します。なお、この確認書類は提出してください。 ○　6 2　国、特殊法人等又は地方公共団体との間で、直接防災活動に関する協定を締結している場合は、当該協定書（写し） ○　6 3　申請者が加入している団体が地方公共団体等と防災活動に関する協定を結んでいる場合は、加入していること及び防災活動に従事していることが証明できる証明書【審査基準日を記載し、発行日の記載がある場合には、発行日が申請日前 3 か月以内に発行された原本】

19　5 8「営業停止処分の有無」

審査基準日前一年の間に、建設業法第２８条の規定による営業の停止を受けたことがある場合は「１」を、受けたことがない場合は「２」を記入すること。（入札参加資格申請における指名停止措置ではないことに注意。）

※　営業停止処分年月日の属する審査対象事業年度が対象となる。

必要書類：6 4　建設業法違反による営業停止命令書

20　5 9「指示処分の有無」

審査基準日前一年の間に、建設業法第 28 条の規定による指示を受けたことがある場合は「１」を、受けたことがない場合は「２」を記入すること。

※　指示処分年月日の属する審査対象事業年度が対象となる。

必要書類：6 4　建設業法違反による指示書

21　6 0「監査の受審状況」

①　審査基準日において、会計監査人の設置を行っている場合は「１」を記入すること。（監査役ではない）

②　審査基準日において、会計参与の設置を行っている場合は「２」を記入すること。

③　常勤の役職員のうち、経理実務の責任者であって、公認会計士、会計士補及び税理士並びにこれらとなる資格を有する者並びに一級登録経理試験（及び平成 17 年度までの国土交通大臣認定の一級建設業経理事務士検定試験）の合格者（5 3「公認会計士等の数」に計上した者）が「経理処理の適正を確認した旨の書類」に自らの署名を付したものを提出する場合は「３」を記入すること。

※経理事務を外部の税理士等に依頼している場合は「４」となります。

④　いずれにも該当しない場合は「４」を記入すること。

必要書類：　次により確認します。なお、この確認書類は提出してください。 ○　６５会計監査人の設置を行っている場合は、監査報告書（写し） ○　６６会計参与の設置を行っている場合は、会計参与報告書（写し） ○　６７常勤の役職員のうち、経理実務の責任者であって、公認会計士及び税理士並びにこれらとなる資格を有する者並びに一級登録経理試験（及び平成 17 年度までの国土交通大臣認定の一級建設業経理事務士検定試験）の合格者等（5 3「公認会計士等の数」に計上した者）が経理処理の適正を確認した旨の書類に自らの署名を付したものを提出する場合は、その書類（原本） ※　「経理処理の適正を確認した旨の書類」の様式は、千葉県県土整備部建設・不動産業課ホームページに掲載しています。

22　6 1「公認会計士等の数」

常勤の役職員のうち、公認会計士及び税理士並びにこれらとなる資格を有する者並びに一級登録経理試験（及び平成 17 年度までの国土交通大臣認定の一級建設業経理事務士検定試験）の合格者等の人数の合計を記入すること。（審査基準日時点の人数）

必要書類：２８～３０　６８　○　公認会計士及び税理士並びにこれらとなる資格を有する者にあっては、その資格を証する免状等の写し等 ○　一級登録経理試験等の合格者にあっては、（財）建設業振興基金の発行した合格証書の写し、合格証明書の原本又は講習の終了証等（合格または受講した年度の翌年度の開始の日から５年経過していないこと）なお、上記のいずれに該当する者についても、審査基準日現在での常勤性の確認を行います。 ※詳細は７６ページを参照

23　6 2「二級登録経理試験合格者の数」

常勤の役職員のうち、二級登録経理試験（及び平成 17 年度までの国土交通大臣認定の二級建設業経理事務士検定試験）の合格者等の人数を記入すること。（5 3「公認会計士等の数」に計上した者は除く。）（審査基準日時点の人数）（６ヵ月を超える雇用関係が必要）

必要書類：２８ ～３０ ６８（財）建設業振興基金の発行した合格証書の写し、合格証明書の原本又は講習の終了証等。（合格または受講した年度の翌年度の開始の日から５年経過していないこと）なお、審査基準日現在での常勤性の確認を行います。 ※詳細は７６ページを参照

24 6 3「研究開発費（2 期平均）」

① 会計監査人設置会社以外の建設業者はカラムに「０」を記入すること。

② 会計監査人設置会社で、審査対象事業年度及び審査対象事業年度の前審査対象事業年度における研究開発費の額の平均の額を記入すること。また、表内のカラムに審査対象事業年度及び審査対象事業年度の前審査対象事業年度における研究開発費の額を記入すること。

記入すべき金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示すること。

ただし、会社法第 2 条第 6 号に規定する大会社にあっては、百万円未満の端数を切り捨てて表示することができる。ただし、研究開発費（2 期平均）を計算する際に生じる百万円未満の端数については切り捨てずにそのまま記入すること。

必要書類：6 9　次により確認します。 ○　建設業法施行規則別記様式第 17 号の２注記表又はこれに準ずる書類

25 6 4「建設機械の所有及びリース台数」

① 審査基準日において、建設機械抵当法施行令　別表に規定される『建設機械』のうち、

・ショベル系掘削機械

ショベル、バックホウ、ドラグライン、クラムシェル、クレーン又はパイルドライバーのアタッチメントを有するもの

・ブルドーザー

自重３トン以上のもの

・トラクターショベル

バケット容量が０．４立方メートル以上のもの

・モーターグレーダー

自重５トン以上のもの

・移動式クレーン

つり上げ荷重が３トン以上のもの

・大型ダンプ車（自家用・営業用）

車両総重量８トン以上または最大積載量５トン以上で、事業の種類として建設業を届け出ており、表示番号の指定を受けているもの

・ダンプ(土砂の運搬が可能な全てのダンプ)

自動車検査証の車体の形状欄に「ダンプ」「ダンプフルトレーラ」「ダンプセミトレーラ」と記載のあるものであって、土砂等の運搬に供される貨物自動車。

なお、自動車検査証の備考欄に「積載物は、土砂等以外のものとする」等の記載があり、土砂等の運搬が制限されている車両においては、加点対象としない。

・締固め用機械

ロードローラー、タイヤローラー、振動ローラー

・解体用機械

ブレーカ、鉄骨切断機、コンクリート圧砕機、解体用つかみ機

・高所作業車

作業床の高さ 2m 以上のもの

を所有している台数及び、審査基準日から１年７ヶ月を経過する日以降まで使用期間の定めがあるリース契約が締結されている台数をカラムに記載する。

② 対象となる建設機械については、労働安全衛生法及び道路運送車両法等に基づいて義務付けされている**『特定自主検査』、『性能検査』、『自動車検査』の対象機械とし、『特定自主検査』の対象機械においては審査基準日前１年以内に検査を行っていること、『性能検査』及び『自動車検査』の対象機械においては審査基準日が検査証の有効期間内であることにより、建設機械が正常に稼動する状態であると確認できることが必須となる。**

※なお、各検査証等により確認できる機種等は、原則として下記のものとする。

○特定自主検査記録表

・ブル・ドーザー
・トラクター・ショベル（クローラ式）
・トラクター・ショベル（ホイール式）
・油圧ショベル（クローラ式）
・油圧ショベル（ホイール式）
・クレーン機能付油圧ショベル（クローラ式）
・共通機体（油圧式又は機械式）＋　ジブ・リーダー・ワイヤーロープ　＋クラムシェル（クラムシェルの場合、上記３種類の点検表が必要となる。）
・モーター・グレーダ
・締固め用機械
・解体用機械
・高所作業車

○移動式クレーン検査証

・移動式クレーン

○自動車検査証

・大型ダンプ車
・ダンプ(土砂の運搬が可能な全てのダンプ)

※なお、加点対象となる台数は１５台までです。１６台以上申請されても点数は変わりません。

必要書類：　申請書等である「建設機械の保有一覧表」に記載のある建設機械について、特定自主検査記録表等及び所有（リース契約）を証明する書類により確認します。

○ 6 建設機械の保有状況一覧表
・２部作成し、提出すること。(受付後、１部返却、次回の申請時に提示)

○ ７０ 特定自主検査記録表
・審査基準日前１年以内に点検を実施していること。
・機種が加点対象となるショベル系掘削機械・ブルドーザー・モーターグレーダー・トラクターショベルであること。
・使用者が申請者、前所有者又は所有者（リース契約の場合）であること。
・新車購入（リースの場合も）から１年以内は、メーカーが発行する特定自主検査実施時期証明書等（写し）を提示すること。

○ ７１ 移動式クレーン検査証
・審査基準日が有効期間内に含まれるもの。

☆特定自主検査及び記録表についての問い合わせ先
社団法人　建設荷役車輌安全技術協会　千葉県支部　℡043-245-9926

☆移動式クレーン検査証についての問い合わせ先
都道府県労働局又は登録性能検査機関

○ ７２ 自動車検査証
・有効期間満了日が審査基準日以降になっていること。
・所有者又は使用者の欄が申請者になっていること。

・大型ダンプ車については、備考欄で届け出の事業の種類が「建」となっており、表示番号を取得していること。
※なお、手書きによる加筆の場合には運輸支局等名小印が押印されていること。

○　所有・リース契約を証明する書類

【所有を証明する書類】※型番・製造/車体番号が明確に記載されていることが必要。

・７３　売買契約書の写し（申請者が購入者となっている契約書）
・７４　建設機械打刻証明書又は建設機械打刻検認証明書の写し
（申請者が現在の所有者となっている場合に限る）
・７５　注文書、注文請書、購入依頼書などの写し
（申請者が申込者となっている書類に限る）
・７６　法人税又は所得税の確定申告書の別表 16 及び減価償却に係る明細表などの写し（明細等で、１台ごとの建設機械が確認できること）
・７７　過去３年間の特定自主検査記録表の写し
（３年間の使用者が申請者である場合に限る）

【リース契約を証明する書類】・・・すべて写し可

・７８　リース契約書（賃貸借契約書、レンタル契約書）
（審査基準日から１年７ヶ月を経過する日以降まで使用期間の定めがあること）
リース期間が、審査基準日から１年７ヶ月以内に終了する契約において、その契約の更新、延長及び建設機械の買取を予定している場合は、８１「建設機械のリース契約に関する申出書」【原本】を提出することにより、審査基準日から１年７ヶ月を経過する日以降まで使用期間の定めがあることと相当するとみなす。
・７９　契約を締結したリース会社が発行するリース契約の証明書
（リース期間に関する記載があるものに限る）

※　新規掲載の建設機械がある場合は、８０建設機械の規格が確認できる書類（カタログ等）の提示も必要。（上記７３～７９の提示書類に規格の記載がある場合は提示不要。）

26　6 5「エコアクション２１の認証の有無」

審査基準日時点で、エコアクション２１の認証を受けている場合は「1」を、該当がない場合は「2」を記入する。※「認証・登録証」に「段階的認証」又は「サイト認証」と記載がある場合であって、かつ、認証範囲に建設業が含まれていない場合や一部の支店等に限られている場合には、加点対象としない。

27　6 6「ＩＳＯ９００１の登録の有無」
6 7「ＩＳＯ１４００１の登録の有無」

①　審査基準日において、ＩＳＯ９００１（品質管理）又は１４００１（環境管理）の認証を下記の要件を満たした上で受けている場合、「１」を記入する。

・(公財）日本適合性認定協会（ＪＡＢ）又はＪＡＢと相互認証している認定機関に認定されている審査登録機関が認証したＩＳＯ９００１又は１４００１であること。
・ＩＳＯの取得（認証）範囲に「建設業と認められる業務」が含まれていること。
・ＩＳＯの取得（認証）範囲が特定の事業所単位での認証ではなく、会社単位での認証となっていること。

②　ＩＳＯ９００１又は１４００１の認証を受けているが、上記の要件を満たしていない場合、ＩＳＯ９００１又は１４００１以外のみ認証を受けている場合、又はＩＳＯを取得していない場合は、「２」を記入する。

必要書類：	８３　審査登録機関の認証を証明する書類の写し（ＩＳＯ認証登録証明書及び付属書など）※証明書が日本語以外のものは和訳を添付すること

28　記入すべき割合（百分率）は、小数点第２位以下の端数を切り捨てて表示すること。

29　本帳票の右下隅に、申請者の商号又は名称を記入すること。

（参考）健康保険・厚生年金保険料の納入に係る領収書

保険料納入告知額・領収済額通知書

3086

あなたの本月分保険料額は下記のとおりです。

なお、納入告知書を指定の金融機関に送付しましたから、指定振替日（納付期限）前日までに口座残高の確認をお願いします。

事業所整理記号	99999	事業所番号	99999
納付目的年月 平成29年 3月		納付期限 平成29年 5月 1日	
健康勘定	厚生年金勘定	子ども・子育て支援勘定	
健康保険料	厚生年金保険料	子ども・子育て拠出金	
99999	99999	99999	
合計額	¥ 299,997 円		

下記の金額を指定の金融機関から口座振替により受領しました。

平成29年 2月 分保険料	領収日 平成29年 3月 31日	
健康勘定	厚生年金勘定	子ども・子育て支援勘定
健康保険料	厚生年金保険料	子ども・子育て拠出金
99999	99999	99999
合計額	¥ 299,997 円	

平成29年 4月 20日

歳入徴収官

厚生労働省年金局事業管理課長
（日本年金機構
年金事

999-9999 千葉 市 中央 区 9-9

千葉県 株式

（裏面へつづく）

審査基準日を含む月（決算月）となっているものが必要です。

別紙三（その他の審査項目（社会性等））の記載例

（用紙Ａ４）

2 0 0 0 4

その他の審査項目（社会性等）

建設工事の担い手の育成及び確保に関する取組の状況

項番		項番	
雇用保険加入の有無	4	1	1 〔1. 有、2. 無、3. 適用除外 〕
健康保険加入の有無	4	2	1 〔1. 有、2. 無、3. 適用除外 〕
厚生年金保険加入の有無	4	3	1 〔1. 有、2. 無、3. 適用除外 〕
建設業退職金共済制度加入の有無	4	4	1 〔1. 有、2. 無 〕
退職一時金制度若しくは企業年金制度導入の有無	4	5	1 〔1. 有、2. 無 〕
法定外労働災害補償制度加入の有無	4	6	1 〔1. 有、2. 無 〕
若年技術職員の継続的な育成及び確保	4	7	1 〔1. 該当、2. 非該当 〕
新規若年技術職員の育成及び確保	4	8	1 〔1. 該当、2. 非該当 〕
CPD単位取得数	4	9	90（単位） 技術者数 3（人）
技能レベル向上者数	5	0	1（人） 技能者数 5（人） 控除対象者数 0（人）
女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく認定の状況	5	1	1 〔1. えるぼし認定（1段階目）、2. えるぼし認定（2段階目）、3. えるぼし認定（3段階目）、4. プラチナえるぼし認定 、5. 非該当 〕
次世代育成支援対策推進法に基づく認定の状況	5	2	1 〔1. くるみん認定、2. トライくるみん認定、3. プラチナくるみん認定、4. 非該当 〕
青少年の雇用の促進等に関する法律に基づく認定の状況	5	3	1 〔1. ユースエール認定、2. 非該当 〕
建設工事に従事する者の就業履歴を蓄積するために必要な措置の実施状況	5	4	1 〔1. 「全ての建設工事で実施」に該当、2. 「全ての公共工事で実施」に該当、3. 非該当 〕

健康保険の被保険者の適用除外の承認を受けて全国建設工事業国民健康保険組合や全国土木建築国民健康保険組合等の国民健康保険組合に加入している場合は、「3. 適用除外」とする。

技術職員名簿（20005帳票）に記載されている職員の人数及び記載されている職員のうちあてはまる職員の人数を記入。

若年技術職員の割合（B／A）が15％以上の場合は「1」を、15％未満の場合は「2」を記入。

新規若年技術職員の割合（C／A）が1％以上の場合は「1」を、1％未満の場合は「2」を記入。

小数点第2位以下を切り捨てる。

技術職員数（A）	若年技術職員数（B）	若年技術職員の割合（B／A）
3（人）	2（人）	66.6

新規若年技術職員数（C）	新規若年技術職員の割合（C／A）
1（人）	33.3

項番49、50の記載方法は72ページをご覧ください。

建設業の許可又は登録を最初に受けた時から審査基準日までの年数を記入する。
端数は切り捨て。

建設業の営業継続の状況

営業年数	5	5	47（年）
民事再生法又は会社更生法の適用の有無	5	6	2 〔1. 有、2. 無 〕

初めて許可（登録）を受けた年月日	休業等期間	備考（組織変更等）
昭和 平成 令和 47年 9月 1日	年 か月	昭和58年1月22日有限会社から株式会社へ変更

再生手続又は更生手続開始決定日	再生計画又は更生計画認可日	再生手続又は更生手続終結決定日
令和 年 月 日	令和 年 月 日	令和 年 月 日

休業期間、廃業期間、許可切れ期間等を記入する。

組織変更、合併等を具体的に記入する。

民事再生法又は会社更生法の適用を受けている場合に「1」を記入。

再生・更生期間中か否かを問わず、改正後に適用を受けた場合記入。

防災活動への貢献の状況

防災協定の締結の有無	5	7	1 〔1. 有、2. 無 〕

法令遵守の状況

営業停止処分の有無	5	8	2 〔1. 有、2. 無 〕
指示処分の有無	5	9	2 〔1. 有、2. 無 〕

審査対象年度に営業停止・指示処分を受けた場合は「1」を、
それ以外の場合は「2」を記入。

建設業の経理の状況

監査の受審状況	6	0	3 〔1. 会計監査人の設置、2. 会計参与の設置、3. 経理処理の適正を確認した旨の書類の提出、4. 無 〕
公認会計士等の数	6	1	1（人）
二級登録経理試験合格者等の数	6	2	2（人）

「監査の受審状況」欄において「1」を記入した場合のみ、2期平均の額を記入、
それ以外の場合は、「0」を記入。

研究開発の状況

研究開発費（２期平均）	6	3	0（千円）

審査対象事業年度	審査対象事業年度の前審査対象事業年度
（千円）	（千円）

建設機械の保有状況

建設機械の所有及びリース台数	6	4	5（台）

対象となる建設機械の所有又はリース契約台数を記入。

国又は国際標準化機構が定めた規格による認証又は登録の状況

エコアクション２１の認証の有無	6	5	1 〔1. 有、2. 無 〕
ＩＳＯ９００１の登録の有無	6	6	2 〔1. 有、2. 無 〕
ＩＳＯ１４００１の登録の有無	6	7	1 〔1. 有、2. 無 〕

記入をお忘れなく！

申請者 経審建設工業（株）

知識及び技術又は技能の向上に関する建設工事に従事する者の取組の状況（W10）の確認資料について

いずれの確認資料も審査基準日時点での内容を審査しますので、内容が審査基準日に係るものをお持ちください。

① 項番 49 ＣＰＤ単位取得数

ＣＰＤ単位取得数は、建設業者に所属する技術者が審査基準日以前１年間に取得したＣＰＤ単位の合計数となります。

【確認資料】令和３年国交省告示第 246 号別表第 18 に掲げるＣＰＤ認定団体発行の証明書　（写しの提出）

② 項番 49 技術者数

技術者数は、監理技術者になる資格を有する者、主任技術者になる資格を有する者、一級技士補及び二級技士補の数の合計となります。

技術職員名簿に記載のある者以外にＣＰＤ単位を取得した技術者がいる場合は、「様式第４号 ＣＰＤ単位を取得した技術職員名簿」の提出が必要です。

【確認資料】「様式第４号 ＣＰＤ単位を取得した技術職員名簿」に記載した技術者の資格証（写しの提示）・合格証（写しの提示）及び基準日現在の常勤性が確認できる資料（Ｐ２１の２７～３０参照）

③　項番 50 技能レベル向上者数

技能レベル向上者数は、認定能力評価基準により受けた評価が審査基準日以前３年間に１以上向上（レベル１からレベル２等）した者の数となります。なお、認定能力基準による評価を受けていない場合は、レベル１として審査します。

【確認資料】審査基準日以前３年間にレベル２以上の評価をうけた「能力評価（レベル判定）結果通知書」　（写しの提示）

④　項番 50 技能者数

技能者数は、審査基準日以前３年間に、建設工事の施工に従事した者であって、作業員名簿を作成する場合に建設工事に従事する者として氏名が記載される者（ただし、建設工事の施工の管理のみに従事する者（監理技術者や主任技術者として管理に係る業務のみに従事する者は除く）の数となります。「様式第５号 技能者名簿」の提出が必要です。

【確認資料】技能者が記載されている審査基準日以前３年間に稼働していた工事の作業員名簿及び基準日現在の常勤性が確認できる資料（Ｐ２１の２７～３０参照）

⑤　項番 50 控除対象者数

控除対象者数は、審査基準日の３年前の日以前にレベル４の評価を受けていた者の数とする。

【確認資料】審査基準日の３年前の日以前にレベル４評価をうけた「能力評価（レベル判定）結果通知書」（写しの提示）

別紙二

（用紙Ａ４）
2 0 0 0 5

技　術　職　員　名　簿

頁　　項番 数 8 1　3 0 0　5 1 頁

通番	新規掲載者	氏　　名	生　年　月　日	審査基準日現在の満年齢			業種コード 3		有資格区分コード 5			講習受講	業種コード 10		有資格区分コード			講習受講	監理技術者資格者証交付番号	CPD単位取得数
1		千葉　一郎	昭和61　年　10　月　1　日	31	8	2	0	1	1	1	3	1	1	3	1	1	3	1	第○○○号	28
2	○	船橋　太郎	昭和57　年　10　月　2　日	34	8	2	0	1	0	0	2	2								
3		松戸　五郎	昭和23　年　3　月　2　日	69	8	2	0	1	2	1	4	2	0	9	1	2	9	1	第○○○号	30
4			年　月　日		8	2														
5																				
6																				
7			年　月　日		8	2														
8			年　月　日		8	2														
9			年　月　日		8	2														
10																				
11																				
12																				
13			年　月　日		8	2														
14			年　月　日		8	2														
15			年　月　日		8	2														
16			年　月　日		8	2														
17			年　月　日		8	2														
18			年　月　日		8	2														
19			年　月　日		8	2														
20			年　月　日		8	2														
21			年　月　日		8	2														
22			年　月　日		8	2														
23																				
24																				
25																				
26																				
27																				
28			年　月　日		8	2														
29			年　月　日		8	2														
30			年　月　日		8	2														

（例）「公益社団法人地盤工学会」によって 48 単位の取得を認定された場合、
48（単位）÷50（告示別表第 18 の右欄に掲げられている数値）×30＝28.8

しかし、計算された各技術者のCPD単位数に小数点以下の端数がある場合は、
これを切り捨て「28」となる。

（例）「一般財団法人建設業振興基金」によって 18 単位の取得を認定された場合、
18（単位）÷12（告示別表第 18 の右欄に掲げられている数値）×30＝45.0

しかし、各技術者のCPD単位の上限は 30 のため、「30」となる。

【その他留意事項】

- 取得単位が「0」の場合は空欄でも可。
- 審査基準日以前1年間に取得したCPD単位が対象。
- 単位の認定団体は、各人1団体まで。

申請者　経審建設工業（株）

別紙三

（用紙Ａ４）
2 0 0 0 4

その他の審査項目（社会性等）

建設工事の担い手の育成及び確保に関する取組の状況

	項番	
雇用保険加入の有無	4 1	〔1. 有、2. 無、3. 適用除外 〕
健康保険加入の有無	4 2	〔1. 有、2. 無、3. 適用除外 〕
厚生年金保険加入の有無	4 3	〔1. 有、2. 無、3. 適用除外 〕
建設業退職金共済制度加入の有無	4 4	〔1. 有、2. 無 〕
退職一時金制度若しくは企業年金制度導入の有無	4 5	〔1. 有、2. 無 〕
法定外労災補償制度の有無	4 6	〔1. 有、2. 無 〕
若年技術職員の育成及び確保	4 7	〔1. 該当、2. 非該当 〕
新規若年技術職員の育成及び確保	4 8	〔1. 該当、2. 非該当 〕
CPD単位取得数	4 9	□□,□□□,□□□（単位）
技能レベル向上者数	5 0	□□□,□□□（人）
女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく認定の状況	5 1	〔1. えるぼし認定（1段階目）、2. えるぼし認定（2段階目）、
次世代育成支援対策推進法に基づく認定の状況	5 2	〔1. くるみん認定、2. プラチナくるみん認定、3. プラチナ
青少年の雇用の促進等に関する法律に基づく認定の状況	5 3	〔1. ユースエール認定、2. 非該当 〕
建設工事に従事する者の就業履歴を蓄積するために必要な措置の実施状況	5 4	〔1. 「全ての建設工事で実施」に該当、2. 「全ての公共工事で実施」に該当、3. 非該当 〕

技術者数 □□□,□□□（人）

技能者数 □□□,□□□（人）　控除対象者数 □□□,□□□（人）

若年技術職員数（B）	若年技術職員の割合（B／A）
（人）	

新規若年技術職員数（C）	新規若年技術職員の割合（C／A）
（人）	

別紙2「技術職員名簿」のみの場合はそのCPD単位の合計、様式第4号「CPD単位を取得した技術者名簿」がある場合は、CPD単位の総計を記入。

別紙2「技術職員名簿」と様式第4号「CPD単位を取得した技術者名簿」の技術者数の合計を記入。

様式第5号「技能者名簿」の「レベル向上の有無」の欄に◎印が記載されている者の合計を記入。

様式第5号「技能者名簿」に技能者として氏名を記載した者の合計を記入。

様式第5号「技能者名簿」の「控除対象」の欄に◎印が記載されている者の合計を記入。

建設業の営業継続の状況

営業年数	5 5	□□□（年）
民事再生法又は会社更生法の適用の有無	5 6	〔1. 有、2. 無 〕

初めて許可（登録）を受けた年月日	休業等期間	備考（組織変更等）
昭和 平成 令和　年　月　日	年　か月	

再生手続又は更生手続開始決定日	再生計画又は更生計画認可日	再生手続又は更生手続終結決定日
令和　年　月　日	令和　年　月　日	令和　年　月　日

防災活動への貢献の状況

防災協定の締結の有無	5 7	〔1. 有、2. 無 〕

法令遵守の状況

営業停止処分の有無	5 8	〔1. 有、2. 無 〕
指示処分の有無	5 9	〔1. 有、2. 無 〕

建設業の経理の状況

監査の受審状況	6 0	〔1. 会計監査人の設置、2. 会計参与の設置、3. 経理処理の適正を確認した旨の書類の提出、4. 無〕
公認会計士等の数	6 1	□,□□□（人）
二級登録経理試験合格者等の数	6 2	□,□□□（人）

研究開発の状況

研究開発費（２期平均） 6 3 □,□□□,□□□,□□□（千円）

審査対象事業年度	審査対象事業年度の前審査対象事業年度
（千円）	（千円）

建設機械の保有状況

建設機械の所有及びリース台数	6 4	□□□（台）

国又は国際標準化機構が定めた規格による認証又は登録の状況

エコアクション２１の認証の有無	6 5	〔1. 有、2. 無 〕
ＩＳＯ９００１の登録の有無	6 6	〔1. 有、2. 無 〕
ＩＳＯ１４００１の登録の有無	6 7	〔1. 有、2. 無 〕

様式第４号

（用紙A４）

年　　月　　日

CPD単位を取得した技術者名簿
（技術職員名簿に記載のある者を除く）

通番	氏名	生年月日	CPD単位
1	地井場　勲	平成13年6月8日	28
2	市川　正巳	平成10年3月3日	30
上記技術者が取得したCPD単位の合計（①）			58
技術職員名簿に記載のある技術職員が取得したCPD単位合計（②）			58
CPD単位総計（①＋②）			116

CPD 単位を取得し、技術職員名簿に記載ない方を記載する。

（例）「公益社団法人地盤工学会」によって 48 単位の取得を認定された場合、48（単位）÷50（告示別表第 18 の右欄に掲げられている数値）×30＝28.8

しかし、計算された各技術者のCPD単位数に小数点以下の端数がある場合は、これを切り捨て「28」となる。

（例）「一般財団法人建設業振興基金」によって 18 単位の取得を認定された場合、18（単位）÷12（告示別表第 18 の右欄に掲げられている数値）×30＝45.0

しかし、各技術者のCPD単位の上限は 30 のため、「30」となる。

【その他留意事項】

- **取得単位が「0」の場合は空欄でも可。**
- **審査基準日以前1年間に取得したCPD単位が対象。**
- **単位の認定団体は、各人1団体まで。**
- **様式二「技術職員名簿」に記載した方のみが対象の場合、本様式は提出不要。**

別紙二「技術職員名簿」のCPD単位取得数の合計を記入

項番49　CPD単位取得数

記載要領

1　この表は、審査基準日における許可を受けた建設業に従事する職員のうち、建設業法第七条第二号イ、ロ若しくはハ又は同法第十五条第二号イ、ロ若しくはハに該当する者又は一級若しくは二級の第一次検定に合格した者であって、規則別記様式第25号の14・別紙２に記載のない者について作成すること。

2「CPD単位」の欄には、技術者がＣＰＤ認定団体によって修得を認定された単位数を、告示別表第十八の左欄に掲げるCPD認定団体ごとに右欄に掲げる数値で除し、30を乗じた数値を記載すること。
なお、小数点以下の端数がある場合は、これを切り捨てる。

※こちらの様式４号には、二級技師補の方も記載することができます。

様式第５号

CPD 単位取得にのみ該当がある場合も、作成・提出が必要となります。

（用紙Ａ４）

年　　月　　日

技能者名簿

通番	氏名	生年月日	評価日	レベル向上の有無	控除対象
1	三島　習作	平成10年2月3日	2020年1月1日	○	
2	流　竜馬	平成7年12月9日			
3	馬場　花音	平成5年10月23日	2016年8月31日		○
合計	3（人）			1（人）	1（人）

審査基準日から3年以内

審査基準日から3年の前日以前

【その他留意事項】

● 認定能力基準による評価を受けていない場合は、レベル1として審査。
（期間中にレベル1となったものはレベル向上対象とはならない）

項番50　技能者数

項番50　技能レベル向上者数

項番50　控除対象者数

記載要領

1　この表は、審査基準日における許可を受けた建設業に従事する職員のうち、審査基準日以前三年間に、建設工事の施工に従事した者であって、建設業法施行規則第十四条の二第二号チ又は同条第四号チに規定する建設工事に従事する者に該当する者（ただし、建設工事の施工の管理のみに従事した者は除く。）について作成すること。

2　「評価日」の欄には、技能者が審査基準日以前において認定能力評価基準により評価を受けている場合、その最も新しい評価を受けた日を記載すること。

3　「レベル向上の有無」の欄には、審査基準日以前三年間に、能力評価基準により受けた評価の区分が、審査基準日の三年前の日以前に受けた最新の評価の区分より１以上上位であった者に該当する場合に、○印を記載すること。

4　「控除対象」の欄には、審査基準日の３年前の日以前に能力評価基準により評価が最上位の区分に該当するとされた者の場合に、○印を記載すること。

5　本表の最後の行には、作成対象となる技能者、「レベル向上の有無」の欄に○印が記載された者、「控除対象」の欄に○印が記載された者、それぞれの合計人数を記載すること。

告示別表第１８

公益社団法人空気調和・衛生工学会	50
一般財団法人建設業振興基金	12
一般社団法人建設コンサルタンツ協会	50
一般社団法人交通工学研究会	50
公益社団法人地盤工学会	50
公益社団法人森林・自然環境技術教育研究センター	20
公益社団法人全国上下水道コンサルタント協会	50
一般社団法人全国測量設計業協会連合会	20
一般社団法人全国土木施工管理技士会連合会	20
一般社団法人全日本建設技術協会	25
土質・地質技術者生涯学習協議会	50
公益社団法人土木学会	50
一般社団法人日本環境アセスメント協会	50
公益社団法人日本技術士会	50
公益社団法人日本建築士会連合会	12
公益社団法人日本造園学会	50
公益社団法人日本都市計画学会	50
公益社団法人農業農村工学会	50
一般社団法人日本建築士事務所協会連合会	12
公益社団法人日本建築家協会	12
一般社団法人日本建設業連合会	12
一般社団法人日本建築学会	12
一般社団法人建築設備技術者協会	12
一般社団法人電気設備学会	12
一般社団法人日本設備設計事務所協会連合会	12
公益財団法人建築技術教育普及センター	12
一般社団法人日本建築構造技術者協会	12

建設業の経理の状況（W5）に係る改正（対象者の条件変更）

公認会計士等に算入できる者（審査基準日時点）を以下の通りとします。

- 公認会計士であって、公認会計士法第 28 条の規定による研修を受講した者（公認会計士として登録されていることが前提）
- 税理士であって、所属税理士会が認定する研修を受講した者（税理士として登録されていることが前提）
- 1 級または 2 級登録経理試験に合格した年度の翌年度の開始の日から 5 年経過していない者
- 1 級または 2 級登録経理講習を受講した年度の翌年度の開始の日から 5 年経過していない者

※H28 年度以前に 1 級又は 2 級の登録経理試験に合格した者であっても、令和 5 年 3 月末までの間は引き続き評価対象とします。

7　建設機械の保有状況一覧表の記載例

建設機械の保有状況一覧表

※記入する年月日は和暦（平成又は令和）での表記としてください。（H又はRでも可）

千　葉　県　知　事　　様

所在地
商号又は名称
代表者氏名

審査基準日　　令和2年9月30日

前審査基準日の一覧表と比較し、新規に掲載する機械に〇を記入

No.	新規掲載	建設機械の種類	メーカー名	型式	製造・車体番号 表示番号（大型ダンプ車）	種別又は規格	所有・リースの別	取得年月日 リース開始日	リース期間満了日	申出書の有無	検査実施年月日又は有効期間満了日
1		ショベル系掘削機・トラクターショベル・ブルドーザー・モーターグレーダー・移動式クレーン 大型ダンプ車・ダンプ・締固め用機械・解体用機械・高所作業車	H製作所	ZZ-99EFG	0123456	油圧ショベル（クローラ式）	自社所有 リース	年　月　日 平成28年4月1日	令和3年3月30日	有	令和2年9月11日
2		ショベル系掘削機・トラクターショベル・ブルドーザー・モーターグレーダー・移動式クレーン 大型ダンプ車・ダンプ・締固め用機械・解体用機械・高所作業車	K建機	YY-0000	9876543	16トン	自社所有 リース	平成19年　11月　23日 年　月　日	年　月　日		令和元年11月10日
3	〇	ショベル系掘削機・トラクターショベル・ブルドーザー・モーターグレーダー・移動式クレーン 大型ダンプ車・ダンプ・締固め用機械・解体用機械・				載量9,000kg	自社所有 リース	平成22年　1月　21日 年　月　日	年　月　日		令和2年1月16日
		ショベル系掘削機・トラクターショベル・ブルドーザー・モーターグレーダー 大型ダンプ車・ダンプ・締固め用機械・解体用機械・					自社所有 リース	年　月	日		年　月　日
		ショベル系掘削機・トラクターショベル・ブルドーザー・モーターグレーダー 大型ダンプ車・ダンプ・締固め用機械・解体用機械・					自社所有 リース	年　月	年　月　日		年　月　日
		ショベル系掘削機・トラクターショベル・ブルドーザー・モーターグレーダー 大型ダンプ車・ダンプ・締固め用機械・解体用機械・					自社所有 リース	年　月			
		ショベル系掘削機・トラクターショベル・ブルドーザー・モーターグレーダー 大型ダンプ車・ダンプ・締固め用機械・解体用機械・					自社所有 リース	年　月			
		ショベル系掘削機・トラクターショベル・ブルドーザー・モーターグレーダー 大型ダンプ車・ダンプ・締固め用機械・解体用機械・					自社所有 リース	年　月			
		ショベル系掘削機・トラクターショベル・ブルドーザー・モーターグレーダー 大型ダンプ車・ダンプ・締固め用機械・解体用機械・					自社所有 リース	年　月　日	年　月　日		
		ショベル系掘削機・トラクターショベル・ブルドーザー・モーターグレーダー 大型ダンプ車・ダンプ・締固め用機械・解体用機械・					自社所有 リース	年　月　日 年　月　日	年　月　日		
		ショベル系掘削機・トラクターショベル・ブルドーザー・モーターグレーダー 大型ダンプ車・ダンプ・締固め用機械・解体用機械・					自社所有 リース	年　月　日 年　月　日	年　月　日		
		ショベル系掘削機・トラクターショベル・ブルドーザー・モーターグレーダー 大型ダンプ車・ダンプ・締固め用機械・解体用機械・					自社所有 リース	年　月　日 年　月　日	年　月　日		
		ショベル系掘削機・トラクターショベル・ブルドーザー・モーターグレーダー 大型ダンプ車・ダンプ・締固め用機械・解体用機械・					自社所有 リース	年　月　日 年　月　日	年　月　日		
		ショベル系掘削機・トラクターショベル・ブルドーザー・モーターグレーダー 大型ダンプ車・ダンプ・締固め用機械・解体用機械・					自社所有 リース	年　月　日 年　月　日	年　月　日		年　月　日
		ショベル系掘削機・トラクターショベル・ブルドーザー・モーターグレーダー 大型ダンプ車・ダンプ・締固め用機械・解体用機械・					自社所有 リース	年　月　日 年　月　日	年　月　日		年　月　日

ショベル系掘削機
トラクターショベル
ブルドーザー
モーター・グレーダー
移動式クレーン
大型ダンプ車
ダンプ
締固め用機械
解体用機械
高所作業車

【ショベル系掘削機の場合】
油圧ショベル（ホイール式）
油圧ショベル（クローラ式）
クレーン機能付油圧ショベル（クローラ式）
クラムシェル
のうち該当するものを選択

【トラクターショベルの場合】
バケット容量を記入

【ブルドーザー・モーターグレーダーの場合】
自重を記入

【移動式クレーンの場合】
つり上げ荷重を記入

【大型ダンプ車の場合】
車両総重量又は最大積載量を記入
（要件を満たす方を記入）

【ダンプの場合】
ダンプ・ダンプフルトレーラ・ダンプセミトレーラのうち該当するものを記入

【締固め用機械・解体用機械の場合】
締固め用機械：ロードローラー、タイヤローラー、振動ローラー
解体用機械：ブレーカ、鉄骨切断機、コンクリート圧砕機、解体用つかみ機

【高所作業車】
作業床の高さを記入

リース終了日が、審査基準日から1年7ヶ月以降にあること

リース期間が審査基準日から1年7ヶ月以内に終了する場合で、その契約の更新、延長等を予定している場合は、「建設機械のリース契約に関する申出書」【原本】を2部提出する

【特定自主検査の場合】
・審査基準日前、1年以内に検査年月日があること
・新車の場合は、次回検査予定年月を記載

【製造時等検査・性能検査・自動車検査の場合】
有効期間満了日が審査基準日以降であること

建設機械の保有状況一覧表【記載要領】

※項番「64」で記入した台数分の評価対象建設機械を全て記載すること。

※「建設機械の種類」欄は、該当するものを丸で囲むこと。

※「種別又は規格」欄は、「建設機械の種類」欄にて選択した機種ごとに下記につき記載すること。

①「ショベル系掘削機」にあっては、特定自主検査記録表に記載されている機種。（例：油圧ショベル（クローラ式））

②「ブルドーザー」にあっては、自重。（例：3.89トン）

③「トラクターショベル」にあっては、バケット容量。（例：1.2立方メートル）

④「モーターグレーダー」にあっては、自重。（例：10.0トン）

⑤「移動式クレーン」にあっては、つり上げ荷重。（例：7.0トン）

⑥「大型ダンプ車」にあっては、最大積載量又は車両総重量。（例：最大積載量9,000kg）

⑦「ダンプ」にあっては、ダンプ・ダンプフルトレーラ・ダンプセミトレーラのうち該当するもの。なお、自動車検査証の備考欄に「積載物は、土砂等以外のものとする」等の記載があり、土砂等の運搬が制限されている車両においては、加点対象としない。

⑧「締固め用機械」にあっては、ロードローラ ー 、タイヤ ローラ ー 、振動 ローラ ー

⑨「解体用機械」にあっては、ブレーカ、鉄骨 切断機、コンクリート 圧砕機、解体用つかみ機

⑩「高所作業車」にあっては、作業床の高さ。

※「検査実施年月日又は有効期間満了日」の欄は、「ショベル系掘削機・トラクターショベル・ブルドーザー・モーターグレーダー」にあっては特定自主検査の実施日を記入し、「移動式クレーン」にあっては製造時等検査又は性能検査の、「大型ダンプ車」にあっては自動車検査証の有効期限を記入すること。

※「所有・リースの別」欄は、「自社所有」又は「リース」の該当する方を〇で囲むこと。

※「所有・リースの別」欄において「自社所有」を選択した場合は「取得年月日」を、「リース」を選択した場合は「リース開始日」及び「リース期間満了日」を記載すること。

記載例

建設機械のリース契約に関する申出書

所　在　地
商号又は名称
許 可 番 号
代 表 者 名
審 査 基 準 日　　令和２年３月３１日

下記の建設機械について、リース期間終了日が今回申請を行う経営事項審査の審査基準日から１年７ヶ月以内に終了しますが、これらの建設機械について、リース契約の更新、延長及び建設機械の買取を予定していることを申し出ます。

なお、この申出書に反し、リース契約の更新、延長及び建設機械の買取を行わなかった場合（ただし、廃車など止むを得ないと認められる場合は除く）は、今回の経営事項審査において虚偽の申請を行ったとして、建設業法に基づく監督処分を課されることを了承いたします。

記

メーカー名	型式	製造・車体番号	リース形態	リース期間	
日立	ZW145W-3	ZW145-00293	オペレーティングリース	H28.11.1～R2.8.31	
CAT	950G	5MW01816	オペレーティングリース	H29.12.1～R2.9.30	

リース終了日が、審査基準日から１年７ヶ月以内にあること

7　経営規模等評価申請等提出票

記載例

経営規模等評価申請等提出票

申請等の区分（該当するものに○印）	
○	経営規模等評価申請及び総合評定値請求
	経営規模等評価申請
	総合評定値請求
	経営規模等評価再審査申立及び総合評定値請求
	経営規模等評価再審査申立
	経営規模等評価再審査申立（制度改正）及び総合評定値請求
	経営規模等評価再審査申立（制度改正）

許可番号（「国土交通大臣・千葉県知事」については、不要のものを消すこと）	~~国土交通大臣~~ 千葉県知事 許可 第 ○○○○○○ 号
商号又は名称	○○○(株)
審査基準日	令和○○年○○月○○日

経営規模等評価等対象建設業（該当するものに○印）										
	土木	建築	大工	左官	とび・土工	石	屋根	電気	管	タイル・れんが・ブロック
	鋼構造物	鉄筋	舗装	しゅんせつ	板金	ガラス	塗装	防水	内装仕上	機械器具設置
	熱絶縁	電気通信	造園	さく井	建具	水道施設	消防施設	清掃施設	解体	

完成工事高積上の有無（該当するものに○印）		
	有	無

他の業種に完成工事高を積み上げる業種は選択しないこと。

行政庁側記入欄

事務所コード　　整理番号

□□ — □□□□□□

（旧）□□ — □□□□□□

（受付）□□ 年 □□ 月 □□ 日

受付印

８　実務経験証明書

１人の技術職員について、勤務先等の変更により証明者が異なる場合は証明者ごとに作成し、「実務経験の内容」の欄には、従事した主な工事名、工事箇所等を具体的に記載することとし、少なくとも１年につき１件の工事を記入してください。

なお、2 つ以上の業種について作成する場合、期間を重複することはできません。また、実務経験による資格登録のある方で、別の業種で追加登録する場合は、すでに登録してある業種に係る実務経験証明書も提示してください。

記載例

別記第九号（第三条関係）　　（Ａ４）

実務経験証明書

下記の者は、とび・土工・コンクリート工事に関し、下記のとおり実務の経験を有することに相違ないことを証明します。

証明日付を記入してください。
令和３年　７月２９日

証明者　千葉市中央区市場町１－１
経審建設工業株式会社
代表取締役　　経審　太郎

被証明者との関係　社員

技術者の氏名	木更津　道　雄	生年月日	昭和３７年４月２４日	使用された期間	昭和６１年４月から 平成１９年７月まで
使用者の商号又は名称	経審建設工業株式会社				
職　名	実務経験の内容			実務経験年数	
工事主任	千葉南ロータリークラブ１０周年記念碑コンクリート工事他			８年４月から　１０年３月まで	
工事係長	船橋市立教育会館児童遊園外構工事他			１０年４月から　１１年３月まで	
〃	八千代市八千代台宅地造成盛土工事他			１１年４月から１２年３月まで	
〃	習志野市大久保公園時計塔コンクリート工事他			１２年４月から１３年３月まで	
〃	都市計画道路８、７、６号整備土工事他			１３年４月から１４年３月まで	
〃	検見川浜ニュータウン造成盛土工事他			１４年４月から１５年３月まで	
〃	検見川サイクリングロード案内板設置工事他			１５年４月から１６年３月まで	
工事課長	佐倉市防護柵設置工事他			１６年４月から１７年３月まで	
〃	東関東自動車道段差修正工事他			１７年４月から１８年３月まで	
〃	佐倉警察署管内道路標識設置工事			１８年４月から１９年３月まで	
使用者の証明を得ることができない場合はその理由				合　計　　満１１年　　月	

記載事項

1　この証明書は、許可を受けようとする建設業に係る建設工事の種類ごとに、被証明者１人について、証明者別に作成すること。

2　「実務経験の内容」の欄には、従事した主な工事名等を具体的に記載すること。

（注）①　工事１件ごとに記入するのが原則だが、知事許可の場合で通年にわたって建設工事が続く場合には、その年の代表的工事の件名を記入して１年分を１行にまとめる。１番上の行に古いものを何年分かまとめても良い。

②　実務経験の内容は、業種がわかるように具体的に記入する。

③　自社証明の場合は、証明者の押印不要だが、他社証明の場合は押印が必要。

技術職員コード表

（建設業法施行規則の一部改正（令和5年7月1日施行）による技術者資格要件の見直し前）

（◎は５点（ただし、監理受講者（※１）は６点）　○は２点　△は１点）●は「注意」を参照すること。

	コード	技術職員区分			資格区分		建設業の種類																											
		１級	２級	その他		〔必要な実務経験年数〕	土	建	大	左	と	石	屋	電	管	タ	鋼	筋	舗	し	板	ガ	塗	防	内	機	絶	通	園	井	具	水	消	清	解
	００１			○	法第７条第２号イ該当（指定学科卒業後３又は５年の実務経験）		△																											
	００２			○	法第７条第２号ロ該当（１０年の実務経験）		△																											
	００３			○	法第１５条第２号ハ該当（同号イと同等以上）大臣認定者		△																											
	００４			○	法第１５条第２号ハ該当（同号ロと同等以上）大臣認定者		△																											
	００５		○		監理技術者補佐（１級技師補）※4		４点　※合格を証明する書面に記載の業種のみ																											
建設業法	１１１	○			１級建設機械施工技士		◎				◎								◎															
	２１２		○		２級建設機械施工技士（第１種～第６種）		○				○								○															
	１１３	○			１級土木施工管理技士		◎				◎	◎					◎		◎	◎			◎									◎			●
	２１４		○		２級土木施工管理技士　種別　土木		○				○	○					○		○	○												○			●
	２１５		○		２級土木施工管理技士　種別　鋼構造物塗装																		○												
	２１６		○		２級土木施工管理技士　種別　薬液注入						○																								
	１２０	○			１級建築施工管理技士			◎	◎	◎	◎	◎	◎			◎	◎	◎			◎	◎	◎	◎	◎		◎				◎				●
	２２１		○		２級建築施工管理技士　種別　建築			○																											●
	２２２		○		２級建築施工管理技士　種別　躯体				○		○					○	○	○																	●
	２２３		○		２級建築施工管理技士　種別　仕上げ				○	○		○	○			○					○	○	○	○	○		○				○				
	１２７	○			１級電気工事施工管理技士									◎																					
	２２８		○		２級電気工事施工管理技士									○																					
	１２９	○			１級管工事施工管理技士										◎																				
	２３０		○		２級管工事施工管理技士										○																				
	１３１	○			１級電気通信工事施工管理技士																						◎								
	２３２		○		２級電気通信工事施工管理技士																						○								
	１３３	○			１級造園施工管理技士																							◎							
	２３４		○		２級造園施工管理技士																							○							
建築士法	１３７	○			１級建築士			◎	◎				◎			◎	◎								◎										
	２３８		○		２級建築士			○	○				○			○									○										
	２３９		○		木造建築士				○																										
技術士法	１４１	○			建設・総合技術監理（建設）		◎				◎			◎					◎	◎								◎							●
	１４２	○			建設「鋼構造及びコンクリート」・総合技術監理（建設「鋼構造及びコンクリート」）		◎				◎			◎			◎		◎	◎								◎							●
	１４３	○			農業「農業土木」・総合技術監理（農業「農業土木」）		◎				◎																								
	１４４	○			電気電子・総合技術監理（電気電子）									◎												◎									
	１４５	○			機械・総合技術監理（機械）																				◎										
	１４６	○			機械「流体工学」又は「熱工学」・総合技術監理（機械「流体工学」又は「熱工学」）										◎										◎										
	１４７	○			水道・総合技術監理（水道）										◎																◎				
	１４８	○			上下水道「上水道及び工業用水道」・総合技術監理（上下水道「上水道及び工業用水道」）										◎														◎		◎				
	１４９	○			水産「水産土木」・総合技術監理（水産「水産土木」）		◎				◎									◎															
	１５０	○			森林「林業」・総合技術監理（森林「林業」）																							◎							
	１５１	○			森林「森林土木」・総合技術監理（森林「森林土木」）		◎				◎																	◎							
	１５２	○			衛生工学・総合技術監理（衛生工学）										◎																				
	１５３	○			衛生工学「水質管理」・総合技術監理（衛生工学「水質管理」）										◎																◎				
	１５４	○			衛生工学「廃棄物処理」・総合技術監理（衛生工学「廃棄物処理」）										◎																◎		◎		
電気工事士法 電気事業法	１５５		○		第１種電気工事士									○																					
	２５６			○	第２種電気工事士	〔３年〕								△																					
	２５８			○	電気主任技術者（第１種～第３種）	〔５年〕								△																					
電機通信事業法（資格者証）	２５９			○	電気通信主任技術者	〔５年〕																				△								
水道法	２６５			○	給水装置工事主任技術者	〔１年〕									△																			

消防法	１６８		○		甲種消防設備士																											○		
	１６９		○		乙種消防設備士																											○		
職業能力開発促進法	１７１		○		建築大工（１級）			○																										
	２７１			○	建築大工（２級）〔３年〕※２			△																										
	１６４		○		型枠施工（１級）			○		○																								
	２６４			○	型枠施工（２級）〔３年〕※２			△		△																								
	１７２		○		左官（１級）				○																									
	２７２			○	左官（２級）〔３年〕※２				△																									
	１５７		○		とび・とび工（１級）					○																								●
	２５７			○	とび・とび工（２級）〔３年〕※２					△																								▲
	１７３		○		コンクリート圧送施工（１級）					○																								
	２７３			○	コンクリート圧送施工（２級）〔３年〕※２					△																								
	１６６		○		ウェルポイント施工（１級）					○																								
	２６６			○	ウェルポイント施工（２級）〔３年〕※２					△																								
	１７４		○		空気調和設備配管・冷凍空気調和機器施工（１級）								○																					
	２７４			○	空気調和設備配管・冷凍空気調和機器施工（２級）〔３年〕※２								△																					
	１７５		○		給排水衛生設備配管（１級）								○																					
	２７５			○	給排水衛生設備配管（２級）〔３年〕※２								△																					
	１７６		○		配管・配管工（１級）								○																					
	２７６			○	配管・配管工（２級）〔３年〕※２								△																					
	１７０		○		建築板金「ダクト板金作業」（１級）							○		○						○														
	２７０			○	建築板金「ダクト板金作業」（２級）〔３年〕※２							△		△						△														
	１７７		○		タイル張り・タイル張り工（１級）										○																			
	２７７			○	タイル張り・タイル張り工（２級）〔３年〕※２										△																			
	１７８		○		築炉・築炉工（１級）・れんが積み										○																			
	２７８			○	築炉・築炉工（２級）〔３年〕※２										△																			
	１７９		○		ブロック建築・ブロック建築工（１級）・コンクリート積みブロック施工						○				○																			
	２７９			○	ブロック建築・ブロック建築工（２級）〔３年〕※２						△				△																			
	１８０		○		石工・石材施工・石積み（１級）						○																							
	２８０			○	石工・石材施工・石積み（２級）〔３年〕※２						△																							
	１８１		○		鉄工・製罐（１級）											○																		
	２８１			○	鉄工・製罐（２級）〔３年〕※２											△																		
	１８２		○		鉄筋組立て・鉄筋施工（１級）												○																	
	２８２			○	鉄筋組立て・鉄筋施工（２級）〔３年〕※２												△																	
	１８３		○		工場板金（１級）															○														
	２８３			○	工場板金（２級）〔３年〕※２															△														
	１８４		○		板金「建築板金作業」・建築板金「内外装板金作業」・板金工「建築板金作業」（１級）							○								○														
	２８４			○	板金「建築板金作業」・建築板金「内外装板金作業」・板金工「建築板金作業」（２級）〔３年〕※２							△								△														
	１８５		○		板金・板金工・打出し板金（１級）															○														
	２８５			○	板金・板金工・打出し板金（２級）〔３年〕※２															△														
	１８６		○		かわらぶき・スレート施工（１級）							○																						
	２８６			○	かわらぶき・スレート施工（２級）〔３年〕※２							△																						
	１８７		○		ガラス施工（１級）																○													
	２８７			○	ガラス施工（２級）〔３年〕※２																△													
	１８８		○		塗装・木工塗装・木工塗装工（１級）																	○												
	２８８			○	塗装・木工塗装・木工塗装工（２級）〔３年〕※２																	△												
	１８９		○		建築塗装・建築塗装工（１級）																	○												
	２８９			○	建築塗装・建築塗装工（２級）〔３年〕※２																	△												
	１９０		○		金属塗装・金属塗装工（１級）																	○												
	２９０			○	金属塗装・金属塗装工（２級）〔３年〕※２																	△												
	１９１		○		噴霧塗装（１級）																	○												
	２９１			○	噴霧塗装（２級）〔３年〕※２																	△												
	１６７		○		路面標示施工																	○												
	１９２		○		畳製作・畳工（１級）																		○											
	２９２			○	畳製作・畳工（２級）〔３年〕※２																		△											
	１９３		○		内装仕上げ施工・カーテン施工・天井仕上げ施工・床仕上げ施工・表装・表具・表具工（１級）																		○											
	２９３			○	内装仕上げ施工・カーテン施工・天井仕上げ施工・床仕上げ施工・表装・表具・表具工（２級）〔３年〕※２																		△											
	１９４		○		熱絶縁施工（１級）																			○										
	２９４			○	熱絶縁施工（２級）〔３年〕※２																			△										

職業能力開発促進法	１９５		○		建具製作・建具工・木工・カーテンウォール施工・サッシ施工（１級）																								○					
	２９５			○	建具製作・建具工・木工・カーテンウォール施工・サッシ施工（２級）〔３年〕※２																								△					
	１９６		○		造園（１級）																						○							
	２９６			○	造園（２級）〔３年〕※２																						△							
	１９７		○		防水施工（１級）																	○												
	２９７			○	防水施工（２級）〔３年〕※２																	△												
	１９８		○		さく井（１級）																							○						
	２９８			○	さく井（２級）〔３年〕※２																							△						

０６１			○	地すべり防止工事士〔１年〕					△																			△					
０４０		○		基礎ぐい工事					○																								
０６２			○	建築設備士〔１年〕								△	△																				
０６３			○	１級計装士〔１年〕								△	△																				
０６０		○		解体工事																													○
０６４	基幹技能者			基幹技能者 ※3	３点																												
７０３	建設キャリアアップシステム			能力評価基準においてレベル３と判定された技能者	２点																												
７０４	建設キャリアアップシステム			能力評価基準においてレベル４と判定された技能者	３点																												
０９９			○	その他	△																												

注意

資格区分の欄の右端に記載されている年数は、当該欄に記載されている資格を取得するための試験に合格した後法第７条第２号ハに該当する者となるために必要な実務経験の年数である。

上記に該当する技術者については、合格後の必要な実務経験の年数を証する実務経験証明書の提示が必要である。

●、▲「解」については、平成２８年度以降の合格者か解体工事の実務経験１年以上または登録解体講習受講が必要である。点数については、他の業種と同等である。

※１　監理受講者とは、監理技術者資格者証の交付を受けている者（講習を受講し、その有効期間内に基準日が含まれるものに限る。）をいう。
　　なお、加点対象者は１級国家資格者相当（法第15条第2号イに該当する者）の監理技術者であり、それ以外の監理技術者（大臣認定等）は対象外とする。

※２　平成１５年度以前に２級の技能検定に合格した者については、従前のとおり実務経験年数は１年以上である。

※３　平成20年4月1日以降国土交通大臣に登録された機関が実施する基幹技能講習の修了者をいう。

※４　監理技術者補佐（1級技師補）については、次のいずれかが必要。①１次試験の合格証及び主任技術者になることのできる資格の合格証(前回経審で確認できる場合は不要)②監理技術者要件を満たしている場合は、監理技術者資格者証又は監理技術者要件を満たしていることが確認できる資料

コード	資　　格　　区　　分
301	土木工事業について１級技術者と同等以上の潜在的能力があると国土交通大臣が認定した者に該当
302	建築工事業　　〃
303	大工工事業　　〃
304	左官工事業　　〃
305	とび・土工工事業　　〃
306	石工事業　　〃
307	屋根工事業　　〃
308	電気工事業　　〃
309	管工事業　　〃
310	タイル・れんが・ブロック工事業　　〃
311	鋼構造物工事業　　〃
312	鉄筋工事業　　〃
313	舗装工事業　　〃
314	しゆんせつ工事業　　〃
315	板金工事業　　〃
316	ガラス工事業　　〃
317	塗装工事業　　〃
318	防水工事業　　〃
319	内装仕上工事業　　〃
320	機械器具設置工事業　　〃
321	熱絶縁工事業　　〃
322	電気通信工事業　　〃
323	造園工事業　　〃
324	さく井工事業　　〃
325	建具工事業　　〃
326	水道施設工事業　　〃
327	消防施設工事業　　〃
328	清掃施設工事業　　〃
329	解体行事業　　〃

コード	資　　格　　区　　分
401	土木工事業について２級技術者と同等以上の潜在的能力があると国土交通大臣が認定した者に該当
402	建築工事業　　〃
403	大工工事業　　〃
404	左官工事業　　〃
405	とび・土工工事業　　〃
406	石工事業　　〃
407	屋根工事業　　〃
408	電気工事業　　〃
409	管工事業　　〃
410	タイル・れんが・ブロツック工事業　　〃
411	鋼構造物工事業　　〃
412	鉄筋工事業　　〃
413	舗装工事業　　〃
414	しゆんせつ工事業　　〃
415	板金工事業　　〃
416	ガラス工事業　　〃
417	塗装工事業　　〃
418	防水工事業　　〃
419	内装仕上工事業　　〃
420	機械器具設置工事業　　〃
421	熱絶縁工事業　　〃
422	電気通信工事業　　〃
423	造園工事業　　〃
424	さく井工事業　　〃
425	建具工事業　　〃
426	水道施設工事業　　〃
427	消防施設工事業　　〃
428	清掃施設工事業　　〃
429	解体行事業　　〃

コード	資　　格　　区　　分
501	土木工事業についてその他の技術者と同等以上の潜在的能力があると国土交通大臣が認定した者に該当
502	建築工事業　　〃
503	大工工事業　　〃
504	左官工事業　　〃
505	とび・土工工事業　　〃
506	石工事業　　〃
507	屋根工事業　　〃
508	電気工事業　　〃
509	管工事業　　〃
510	タイル・れんが・ブロック工事業　　〃
511	鋼構造物工事業　　〃
512	鉄筋工事業　　〃
513	舗装工事業　　〃
514	しゆんせつ工事業　　〃
515	板金工事業　　〃
516	ガラス工事業　　〃
517	塗装工事業　　〃
518	防水工事業　　〃
519	内装仕上工事業　　〃
520	機械器具設置工事業　　〃
521	熱絶縁工事業　　〃
522	電気通信工事業　　〃
523	造園工事業　　〃
524	さく井工事業　　〃
525	建具工事業　　〃
526	水道施設工事業　　〃
527	消防施設工事業　　〃
528	清掃施設工事業　　〃
529	解体行事業　　〃

601	登録基幹技能者講習を修了した者と同等以上の潜在的能力があると国土交通大臣が認定した者に該当

備考

１級技術者…法第15条第２号イに該当する者

２級技術者…法第27条第１項の技術検定その他の法令の規定による試験で当該試験に合格することによつて直ちに法第７条第２号ハに該当することとなるものに合格した者又は他の法令の規定による免許若しくは免状の交付（以下「免許等」という。）で当該免許等を受けることによつて直ちに同号ハに該当することとなるものを受けた者であつて１級技術者及び登録基幹技能者講習を修了した者以外の者

その他の技術者…法第７条第２号イ、ロ若しくはハ又は法第15条第２号ハに該当する者で１級技術者、登録基幹技能者講習を修了した者及び２級技術者以外の者

登録基幹技能者講習を修了した者…第18条の３第２項第２号の登録を受けた講習を終了した者で１級技術者以外の者